

変更前 目次	変更後 目次	備考
第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	記載の適正化
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的・・・・・・・・ 1	第1節 原子力事業者防災業務計画の目的・・・・・・・・ 1	
第2節 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	第2節 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針・・・・・・・・ 2	第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針・・・・・・・・ 3	
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用・・・・・・・・ 2	第4節 原子力事業者防災業務計画の運用・・・・・・・・ 3	
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正・・・・・・・・ 2	第5節 原子力事業者防災業務計画の修正・・・・・・・・ 3	
第2章 原子力災害事前対策の実施・・・・・・・・・・・・ 4	第2章 原子力災害予防対策の実施・・・・・・・・・・・・ 4	
第1節 原子力防災体制の整備・・・・・・・・・・・・ 4	第1節 原子力防災体制の整備・・・・・・・・・・・・ 4	
1. 原子力防災組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	1. 原子力防災組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
2. 原子力防災要員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	2. 原子力防災要員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の業務等・・・・・・・・ 4	3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務・・・・・・・・ 5	
第2節 原子力防災組織の運営・・・・・・・・・・・・ 5	第2節 原子力防災組織の運営・・・・・・・・・・・・ 5	
1. 緊急作業団等の設置及び解散・・・・・・・・・・・・ 5	1. 緊急作業団の設置及び解散・・・・・・・・・・・・ 5	
2. 権限の行使・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	2. 権限の行使・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	
3. 通報連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	3. 原子力防災要員等の招集連絡経路・・・・・・・・ 6	
4. 通報連絡経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	4. 通報連絡経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・・・・・・・・ 6	第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・・・・・・・・ 6	
1. 放射線測定設備の設置及び検査・・・・・・・・・・・・ 6	1. 放射線測定設備の設置及び検査・・・・・・・・・・・・ 6	
2. 原子力防災資機材及びその他の資機材の整備・・・・・・・・ 6	2. 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の整備・・・・・・・・ 7	
3. 活動拠点施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	3. 活動拠点施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
4. 緊急時医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	4. 緊急時医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備・・・・・・・・ 8	第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備・・・・・・・・ 8	
1. オフサイトセンター等に備え付ける資料・・・・・・・・ 8	1. 内閣総理大臣に提出する資料・・・・・・・・ 8	
2. 緊急時対策所に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・ 8	2. オフサイトセンター及びERCに備え付ける資料・・・・・・・・ 8	
3. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料・・・・・・・・ 8	3. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料・・・・・・・・ 8	
第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施・・・・・・・・ 8	第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施・・・・・・・・ 9	
1. 原子力防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	1. 原子力防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	
2. 原子力防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	2. 原子力防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	
第6節 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・ 9	第6節 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・ 9	
1. 国との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	1. 国との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	
2. 地方公共団体との連携・・・・・・・・・・・・ 9	2. 地方公共団体との連携・・・・・・・・・・・・ 10	
3. 防災関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・ 10	3. 防災関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・ 10	
第7節 事業所外運搬事故における事前措置・・・・・・・・ 10	第7節 事業所外運搬事故における予防措置・・・・・・・・ 10	
1. 事業所外運搬事故における事前措置・・・・・・・・ 10	1. 事業所外運搬事故における予防措置・・・・・・・・ 10	
2. 事業所外運搬事故における体制整備・・・・・・・・ 10	2. 事業所外運搬事故における体制整備・・・・・・・・ 11	
第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動・・・・・・・・ 10	第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動・・・・・・・・ 11	

第3章 緊急事態応急対策等の実施	12
第1節 初期対応	12
1. <u>現地対策本部</u> の設置	12
2. 通報連絡	12
3. 情報の収集と提供	12
4. <u>専攻外関係機関との連絡方法</u>	13
第2節 応急措置	13
1. 応急措置の実施	13
2. 事業所外運搬における応急措置	14
3. 応急措置の実施報告	15
4. 原子力防災要員等の派遣	15
第3節 緊急事態応急対策	15
1. <u>緊急時体制宣言時の対応</u>	15
2. <u>原子力災害合同対策協議会等への報告</u>	15
3. 応急措置の継続実施	16
4. 事業所外運搬事故における対策	16
5. 原子力防災要員等の派遣	16
第4章 原子力災害事後対策	17
第1節 <u>緊急事態応急対策等の報告</u>	17
第2節 <u>復旧対策</u>	17
1. <u>復旧計画の策定及び復旧対策の実施</u>	17
2. <u>被災者の相談</u> 窓口の設置	17
3. 緊急作業団の解散	17
4. 原因究明と再発防止対策の実施	17
5. <u>原子力防災要員等の派遣</u>	18
第5章 その他	19
第1節 他の原子力事業者への協力	19

別図 1 専攻原子力防災組織

別図 2 通報連絡先（専攻外）

第3章 緊急事態応急対策等の実施	12
第1節 初期対応	12
1. <u>緊急作業団</u> の設置	12
2. 通報連絡	12
3. 情報の収集と提供	13
4. <u>通話制限</u>	13
5. <u>原子力事業所災害支援拠点の活動</u>	13
第2節 応急措置	13
1. <u>応急措置の計画の策定</u>	13
2. 応急措置の実施	13
3. 事業所外運搬における応急措置	15
4. <u>危険時の措置</u>	16
5. 応急措置の実施報告	16
6. 原子力防災要員等の派遣	16
第3節 緊急事態応急対策	16
1. <u>該当事象発生時の通報</u>	16
【削除】	
2. 応急措置の継続実施	17
3. 事業所外運搬事故における対策	17
4. 原子力防災要員等の派遣	17
第4章 原子力災害事後対策	18
【削除】	
第1節 <u>事業所の対策</u>	18
1. <u>復旧対策</u>	18
2. <u>被害申出</u> 窓口の設置	18
3. 緊急作業団の解散	18
4. 原因究明と再発防止対策の実施	18
第2節 <u>原子力防災要員の派遣等</u>	18
第5章 その他	20
第1節 他の原子力事業者への協力	20
第2節 <u>他の原子力事業者との協定</u>	20

別図 1 原子力防災組織

別図 2 原子力防災要員等招集連絡経路

別図 3-1 学内通報連絡経路

別図 3-2 警戒事態該当事象発生時の連絡経路

別図 3-3 原災法第10条第1項に基づく通報経路（事業所内での事象発生）

別図 3-4 原災法第10条第1項に基づく通報経路（事業所外運搬での事象発生）

別図 3-5 原災法第10条第1項に基づく通報後の報告経路（事業所内での事象発生）

別図 3-6 原災法第10条第1項に基づく通報後の報告経路（事業所外運搬での事象発生）

別図 3 専攻敷地内配置図

別表 1 原子力防災要員の 業務

別表 2 原子力防災管理者の代行順位

別表 3-1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

別表 3-2 原災法第10条に基づく通報の判断基準（EAL設定の考え方）

別表 3-3 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準（EAL設定の考え方）

別表 4 放射線測定設備

別表 5 原子力防災資機材

別表 6 非常用通信設備及び非常用電源設備

別表 7 原子力事業所災害対策支援拠点及び支援を行うための資機材

別表 8 原子力災害対策活動で使用する資料

様式 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

様式 2 原子力防災要員現況届出書

様式 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

様式 4 放射線測定設備現況届出書

様式 5 原子力防災資機材現況届出書

様式 6-1 警戒事態該当事象発生連絡

様式 6-2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡

様式 7-1 特定事象発生通報

様式 7-2 特定事象発生通報（事業所外運搬）

様式 8-1 応急措置の概要

様式 8-2 応急措置の概要（事業所外運搬）

様式 9 防災訓練実施結果報告書

別図 4-1 放射線測定設備等配置図

別図 4-2 原子力事業所災害対策支援拠点の位置

別表 1 原子力防災要員の 職務

別表 2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位

【削除】

【削除】

【削除】

別表 3 放射線測定設備 （モニタリングポスト）

別表 4-1 原子力防災資機材

別表 4-2 その他の原子力防災資機材

別表 4-3 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災資機材

別表 5-1 専攻の緊急時応急対策等の活動で使用する施設

別表 5-2 原子力事業所災害対策支援拠点の場所

別表 5-3 気象観測設備

【削除】

【削除】

別表 6 原子力災害対策活動で使用する資料

別表 7 緊急事態応急対策等における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

別表 8-1 警戒事態該当事象発生時の連絡基準

別表 8-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準

別表 8-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準

様式 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

様式 2 原子力防災要員現況届出書

様式 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

様式 4 放射線測定設備現況届出書

様式 5 原子力防災資機材現況届出書

様式 6 防災訓練実施結果報告書

様式 7-1 警戒事態該当事象発生連絡

様式 7-2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡

様式 8-1 特定事象発生通報

様式 8-2 特定事象発生通報（事業所外運搬）

様式 9-1 応急措置の概要 報告

様式 9-2 応急措置の概要 報告（事業所外運搬）

【削除】

別表 8-1、8-2、8-3に変更

別表 8-2に変更

別表 8-3に変更

別表 5-1に変更

別表 4-3に変更

様式 6に変更

原子力事業者防災業務計画新旧対照表案（第1章）

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 原子力事業者防災業務計画の目的</p> <p>この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）<u>（以下「原災法」という。）</u>第7条第1項の規定に基づき、東京大学大学院工学系研究原子力専攻（以下「専攻」という。）<u>の原子炉施設</u>における原子力災害<u>事前</u>対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 定義</p> <p>この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子力災害 原子力緊急事態により、国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。</li> <li>2. <b>警戒事象</b> 原子力災害対策指針に<u>掲げる</u>警戒事態に該当する事象をいう。</li> <li>3. 特定事象 原災法<u>第10条1項の基準に該当する</u>事象をいう。</li> <li>4. 原子力緊急事態 原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で<u>専攻の敷地外</u>へ放出された事態をいう。<u>但し、専攻外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外へ放出された事象をいう。</u></li> <li>5. 原子力災害<u>事前</u>対策 原子力災害の発生を未然に防止するために<u>実施すべき</u>対策をいう。</li> <li>6. <b>応急措置</b> <u>専攻において、警戒事象又は特定事象が発生した場合に、原子力防災管理者が原子力防災組織に行わせる原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置をいう。</u></li> <li>7. 原子力緊急事態宣言 原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。</li> <li>8. 原子力緊急事態解除宣言 原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。</li> <li>9. 緊急事態応急対策 原子力緊急事態宣言があった時から、<u>原子力緊急事態解除宣言があるまでの間</u>において、原子力</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 原子力事業者防災業務計画の目的</p> <p>この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）<u>以下「原災法」という。）</u>第7条第1項の規定に基づき、東京大学大学院工学系研究原子力専攻（以下「専攻」という。）における原子力災害<u>予防</u>対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 定義</p> <p>この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子力災害 <b>【省略】</b></li> <li>2. <b>警戒事態該当事象</b> 原子力災害対策指針に<u>規定する</u>警戒事態に該当する事象をいう。</li> <li>3. 特定事象 原災法<u>施行令第4条第4項各号に掲げる</u>事象をいう。</li> <li>4. 原子力緊急事態 <u>原子力事業者の</u>原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（<u>昭和36年</u>法律第147号）<u>以下「原賠法」という。）</u>第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で<u>専攻外（専攻外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）</u>へ放出された事態をいう。</li> <li>5. 原子力災害<u>予防</u>対策 原子力災害の発生を未然に防止するため<u>実施すべき</u>対策をいう。</li> <li><b>【削除】</b></li> <li>6. 原子力緊急事態宣言 <b>【省略】</b></li> <li>7. 原子力緊急事態解除宣言 <b>【省略】</b></li> <li>8. 緊急事態応急対策 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災</li> </ol>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>番号の適正化</p> <p>番号の適正化</p> <p>番号の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。

**10. 原子力災害事後対策**

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき、同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

**11. 原子力防災管理者**

原災法第9条第1項の規定に基づき選任され、専攻において原子力防災組織の統括及びその事業の実施を統括管理する者とし、専攻長をいう。

**12. 原子力事業者**

原災法第2条第3号ロ並びにトに規定される者で、東京大学学長（以下「学長」という。）をいう。

**13. 原子力事業所**

原子力事業者が原子炉等の運転を行う工場又は事業所で専攻をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針

この計画は、原災法、防災基本計画及び地域防災計画に沿って作成するものとし、その実施にあたっては、関係省庁、所在地方公共団体及びその他の関係諸機関と緊密な連携を図り、防災業務が総合的かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用にあたっては、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の各段階において、災害対策基本法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第12編 原子力災害対策編
- (2) 茨城県及び東海村の原子力災害に関する地域防災計画（原子力災害対策計画編）

害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。

**9. 原子力災害事後対策**

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原賠法の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

**10. 原子力防災管理者**

原災法第9条第2項の規定に基づき専攻の事業の実施を統括管理する専攻長をいう。

**11. 原子力事業者**

原災法第2条第3号ロに規定される者で東京大学学長（以下「学長」という。）をいう。

**12. 原子力事業所**

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所で専攻をいう。

**13. 緊急時対策所**

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第2項第1号に規定する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

**14. 原子力事業所災害対策支援拠点**

防災業務計画等命令第2条第2項第2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

**15. 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）**

防護措置の準備やその実施等を適切に行うべく、原子力施設の状況に応じて、緊急事態区分（警戒事態（AL）、施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE））を原子力事業者が判断するための基準をいう。

【省略】

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用にあたっては、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の各段階において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第12編 原子力災害対策編
- (2) 茨城県及び東海村の原子力災害に関する地域防災計画（原子力災害対策計画編）

番号の適正化  
記載の適正化

番号の適正化  
記載の適正化

番号の適正化  
記載の適正化

番号の適正化  
記載の適正化  
追加

追加

追加

記載の適正化

<p>(3) 関係周辺市町村の地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第5節 原子力事業者防災業務計画の修正</p> <p>1. 原子力防災管理者は、地域防災計画に抵触しないことの確認を含め、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。</p> <p>なお、検討の結果について、修正の必要がない場合であっても、その旨を原子力防災専門官 <u>及び</u> 茨城県、<u>東海村</u>の原子力防災担当課長へ報告するものとする。</p> <p>2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、原子力防災専門官（環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官）の指導及び助言を受けるものとする。</p> <p>3. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の60日前までに、この計画の修正案を提出し、茨城県知事、<u>東海村長</u>と協議しなければならない。</p> <p>4. <u>原子力防災管理者</u>は、この計画を修正したときは速やかに、様式1によって内閣総理大臣及び原子力規制委員会に<u>学長を通じ</u>届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>また、<u>国</u>に提出した様式1の写し及びこの計画の要旨を、茨城県、<u>東海村</u>の原子力防災担当課長 <u>あて提出する</u>。</p>	<p>(3) 関係周辺市町村の<u>原子力災害に関する</u>地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第5節 原子力事業者防災業務計画の修正</p> <p>1. 原子力防災管理者は、地域防災計画に抵触しないことの確認を含め、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。</p> <p>なお、検討の結果について、修正の必要がない場合であっても、その旨を原子力防災専門官 <u>並び</u> <u>に</u>茨城県 <u>及び</u>東海村の原子力防災担当課長へ報告するものとする。</p> <p>2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、原子力防災専門官（<u>修正の内容が</u>環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官）の指導及び助言を受けるものとする。</p> <p>3. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の60日前までに、この計画の修正案を提出し、茨城県知事 <u>及び</u>東海村長と協議しなければならない。</p> <p>4. <u>学長</u>は、この計画が修正されたときは速やかに、様式1の<u>届出書</u>によって内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>また、<u>内閣総理大臣及び原子力規制委員会</u>に提出した様式1の写し及びこの計画の要旨を、茨城県 <u>及び</u>東海村の原子力防災担当課長 <u>に報告する</u>。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
---	--	---

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害<u>事前</u>対策の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 原子力防災体制の整備</p> <p>1. 原子力防災組織</p> <p>(1) 原子力防災組織の設置</p> <p>原子力防災管理者は、この計画に従い、原子力災害の発生を未然に防止するための平常時の対策を講じておくとともに、原子力災害が発生した場合に、その拡大防止及び復旧を図るために必要な業務を行う原子力防災組織として、<u>別途原子炉施設保安規定及び核燃料物質の使用に係る保安規定に定められている</u>緊急作業団を設置する。</p> <p>(2) 原子力防災組織の構成</p> <p>緊急作業団は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他の原子力災害対策を担当する<u>従業員</u>（以下「原子力防災要員等」という。）で構成する。</p> <p>別図<u>－1</u>に専攻の原子力防災組織を示す。</p> <p>(3) 支援組織</p> <p><u>専攻の支援組織</u>として、<u>東京大学（本郷）の工学系研究科</u>を充てる。</p> <p>2. 原子力防災要員</p> <p>(1) 原子力防災要員の配置</p> <p>原子力防災管理者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務に従事させるために、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。</p> <p>(2) 原子力防災要員の選任</p> <p>原子力防災管理者は、専攻に勤務する職員の中から、原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表<u>－1</u>に定める<u>業務</u>を行う。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうちから、<u>次の業務を実施するための派遣要員</u>をあらかじめ定めておく。<u>派遣要員は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>① 原子力規制庁緊急時<u>対策</u>センター（以下「ERC」という。）、<u>茨城県原子力オフサイトセンター</u>（以下「オフサイトセンター」という。）<u>並びに</u>茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村長の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力</p> <p>② 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力</p> <p>(4) 原子力防災要員の現況届</p> <p>学長は、原子力防災要員<u>を置いた</u>とき又は変更<u>した</u>ときは、その現況について、置いた日又は変更の日から7日以内に、様式2によって原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に届け</p>	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害<u>予防</u>対策の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 原子力防災体制の整備</p> <p>1. 原子力防災組織</p> <p>(1) 原子力防災組織の設置</p> <p>原子力防災管理者は、この計画に従い、原子力災害の発生を未然に防止するための平常時の対策を講じておくとともに、原子力災害が発生した場合に、その拡大防止及び復旧を図るために必要な業務を行う原子力防災組織として、<u>専攻の原子炉施設保安規定等で定める</u>緊急作業団を設置する。</p> <p>(2) 原子力防災組織の構成</p> <p>緊急作業団は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他の原子力災害対策を担当する<u>職員等</u>（以下「原子力防災要員等」という。）で構成する。別図<u>1</u>に専攻の原子力防災組織を示す。</p> <p>(3) 支援組織</p> <p><u>専攻が行う原子力災害対策活動を支援する組織</u>として、<u>東京大学大学院工学系研究科（本郷キャンパス。以下「工学系研究科」という。）</u>を充てる。</p> <p>2. 原子力防災要員</p> <p>(1) 原子力防災要員の配置</p> <p><b>【省略】</b></p> <p>(2) 原子力防災要員の選任</p> <p>原子力防災管理者は、専攻に勤務する職員のうちから、原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表<u>1</u>に定める<u>職務</u>を行う。</p> <p>(3) <u>原子力防災要員の派遣</u></p> <p>原子力防災管理者は、原子力防災要員のうちから、<u>関係機関等で次の業務を実施する</u>派遣要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>① 原子力規制庁緊急時<u>対応</u>センター（以下「ERC」という。）、<u>緊急事態応急対策等拠点施設（茨城県原子力オフサイトセンター。以下「オフサイトセンター」という。）</u>、茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村長の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力</p> <p>② 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力</p> <p>(4) 原子力防災要員の現況届</p> <p>学長は、原子力防災要員<u>が置かれた</u>とき又は変更<u>された</u>ときは、その現況について、置いた日又は変更の日から7日以内に、様式2の<u>届出書</u>によって原子力規制委員会、茨城県知事<u>及び</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

出るものとする。

### 3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の業務等

#### (1) 原子力防災管理者の業務

- ① 原子力防災組織の統括
- ② 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備
- ③ 防災教育及び防災訓練の実施
- ④ 関係機関への通報連絡体制の整備及び通報連絡の実施
- ⑤ 応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施
- ⑥ 関係機関との連携
- ⑦ 他の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

#### (2) 副原子力防災管理者の業務

副原子力防災管理者は主査及び緊急作業団本部配属の教授、准教授、講師とする。

- ① 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者を補佐する。
- ② 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が専攻に不在の際は、別表－2に定める代行順位に従い原子力防災管理者の業務を代行する。

#### (3) 原子力防災管理者等の選解任届

学長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、選解任の日から7日以内に、様式3によって原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に届け出るものとする。

## 第2節 原子力防災組織の運営

### 1. 緊急作業団等の設置及び解散

#### (1) 緊急作業団の設置

- ① 原子力防災管理者は、原子力施設に異常が発生した場合、別表－3－1に示す緊急事態区分を判断するための緊急時活動レベル（以下、「EAL」という。）に従い、直ちに専攻内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を一斉放送又は一斉招集システムで招集し、速やかに緊急作業団を設置する。

- ② 緊急作業団長（以下「団長」という。）は、緊急作業団を設置した場合、支援組織を通じ学長に報告する。

#### (2) 緊急作業団の解散

東海村長に届け出るものとする。

### 3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務

#### (1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括
- ② 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備
- ③ 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施
- ④ 関係機関への通報連絡体制の整備及び通報連絡の実施
- ⑤ 原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施
- ⑥ 関係機関との連携
- ⑦ 他の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

#### (2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、管理的又は監督的地位にある者のうちから選任し、その職務は次のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括に関する原子力防災管理者の補佐
- ② 原子力防災管理者不在時における職務の代行

#### (3) 原子力防災管理者の代行

原子力防災管理者が旅行又は疾病その他の事故等のため不在となり、その職務が遂行できない場合、副原子力防災管理者に、別表2に定めた代行順位に従い、原子力防災管理者の職務を代行させる。

#### (4) 原子力防災管理者等の選解任届

学長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者が選任又は解任されたときは、選任又は解任した日から7日以内に、様式3の届出書によって原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出るものとする。

## 第2節 原子力防災組織の運営

### 1. 緊急作業団の設置及び解散

#### (1) 緊急作業団の設置

- ① 原子力防災管理者は、別表8－1に定める警戒事態該当事象並びに別表8－2及び別表8－3に定める特定事象が発生した場合、直ちに専攻内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を全館一斉放送又は緊急連絡システムで招集し、速やかに緊急作業団を設置する。
- ② 緊急作業団は、別図1に示す原子力防災組織で構成する。
- ③ 原子力防災管理者は、緊急作業団長（以下「団長」という。）として緊急作業団を統括管理する。
- ④ 原子力防災管理者は、防災体制を発令した場合、速やかに支援組織を通じ学長に報告する。

#### (2) 緊急作業団の解散

記載の適正化  
記載の適正化

記載の適正化

番号の適正化  
記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化



<p>団長は、次に掲げる<u>状態となった</u>場合、関係機関と協議し<u>防災体制を解除する</u>。</p> <p>① <u>原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が行われ、その後原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。</u></p> <p>② <u>原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合。</u></p> <p><u>なお、団長は、防災体制を解除した場合、支援組織を通じ学長に報告するとともに、緊急作業団を解散する。</u></p>	<p>団長は、次に掲げる場合、関係機関と協議し、<u>緊急作業団を解散するとともに、支援組織を通じ学長に報告する</u>。</p> <p>① <u>原子力緊急事態解除宣言があった場合</u></p> <p>② <u>原子力緊急事態宣言が発令されていない場合にあっては、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束した場合</u></p>	<p>記載の適正化</p>
<p>2. 権限の行使</p> <p>(1) 緊急作業団が設置された場合は、専攻の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、緊急作業団のもので行う。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、緊急作業団を設置した場合、団長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとるものとする。</p> <p>なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。</p> <p>(3) 原子力防災要員は、団長の指揮のもとで、自己の属する班の業務及び自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動を行う。</p>	<p>2. 権限の行使</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 原子力防災要員は、団長<u>及び班長等</u>の指揮のもとで、自己の属する班の業務及び自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動を行う。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>3. 通報連絡先</p> <p><u>専攻外への通報連絡先は別図-2のとおりとする。</u></p>	<p>3. <u>原子力防災要員等の招集連絡経路</u></p> <p><u>原子力防災管理者は、防災体制を発令した場合、直ちに別図1に定める原子力防災組織を構成する原子力防災要員等を招集するため、別図2に定める連絡経路を整備する。</u></p>	<p>原子力防災要員等の招集時の連絡経路の明確化</p>
<p>第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備</p>	<p>4. <u>通報連絡経路</u></p> <p><u>原子力防災管理者は、通報連絡に万全を期すため、別図3-1から別図3-6までに定める専攻内外への通報連絡経路を整備する。</u></p> <p>第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>1. 放射線測定設備の設置及び検査</p> <p>原子力防災管理者は、別表-4及び別図-3に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）<u>に関して次に掲げる措置を講じ、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。</u></p> <p><u>(1) 原災法第10条第1項に基づく通報を行うための設備として、モニタリングポスト2式を設置する。</u></p> <p><u>(2) モニタリングポストは、その</u>検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。</p> <p><u>(3) モニタリングポストを設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。</u></p> <p><u>(4) モニタリングポストは、毎年1回以上定期的に<u>その校正</u>を行う。</u></p>	<p>1. 放射線測定設備の設置及び検査</p> <p>原子力防災管理者は、<u>原災法第11条第1項に基づき別表3及び別図4-1に示す放射線測定設備</u>（以下「モニタリングポスト」という。）<u>を設置し、次に掲げる措置を講じる。</u></p> <p>【削除】</p> <p><u>(1) モニタリングポストの</u>検出部、表示及び記録装置その他<u>の</u>主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。</p> <p><u>(2) 【省略】</u></p> <p><u>(3) 毎年1回以上定期的に<u>モニタリングポストの校正</u>を行う。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>番号の適正化、記載の適正化</p> <p>番号の適正化</p> <p>番号の適正化、記載の適正化</p>

- (5) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合は、代替品等により監視するとともに速やかに修理する。
- (6) 学長は、モニタリングポストを新たに設置した時又は変更した時は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に学長を通じ様式4に定める届出書により7日以内に届け出る。
- (7) 学長は、モニタリングポストを新たに設置した時又は変更した時は、原災法第11条第5項の検査を受けるため、様式4の現況届と併せて、検査を受けようとする設備の概要等を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会が行う検査を受検する。
- (8) モニタリングポストにより測定した放射線量は記録媒体により記録し、1年間保存するとともに、測定した放射線量を公表する。

2. 原子力防災資機材及びその他の資機材の整備

(1) 原子力防災資機材

- ① 原子力防災管理者は、別表-5に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- ② 不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充するなど常に必要数量を確保する。
- ③ 学長は、原子力防災資機材を新たに備え付けた時は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に様式5に定める届出書により7日以内に届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を同様の届出書により翌月7日までに届け出る。

(2) その他の資機材

原子力防災管理者は、原子力防災資機材の保守点検等においても、必要数量が担保できるように資機材を確保しておくとともに、定期的に保守点検を行う。

3. 活動拠点施設の整備

(1) 緊急時対策所

原子力防災管理者は、原子力災害対策活動の実施を統括管理するために、原子炉制御室に緊急作業団本部及び関連設備を整備する。

別図-3に緊急時対策所(原子炉制御室)の配置を示す。

(2) 非常用通信設備及び非常用電源設備

原子力防災管理者は、緊急時対策所(原子炉制御室)等に、別表-6に示す非常用通信設備及び非常用電源設備を整備して、次に掲げる措置を講じる。

- ① 年1回以上定期的に保守点検を実施する。
- ② 当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力防災管理者は、別表-7に示す原子力事業者災害対策支援拠点に、支援を行うための設備を整備して、次に掲げる措置を講じる。

(4) 【省略】

- (5) 学長は、モニタリングポストが新たに設置されたとき又は変更されたときは、設置又は変更した日から7日以内に、様式4の届出書によって内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。
- (6) 学長は、モニタリングポストが新たに設置されたとき又は変更されたときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、様式4の届出書と併せて、検査を受けようとする設備の概要等を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会が行う検査を受検する。
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量は記録媒体に記録し、1年間保存するとともに、測定した放射線量を公表する。

2. 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の整備

(1) 原子力防災資機材

- ① 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に基づき別表4-1に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。別図4-1に原子力防災資機材の保管場所を示す。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災資機材に不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等常に必要数量を確保する。
- ③ 学長は、原子力防災資機材が新たに備え付けられたときは、備え付けた日から7日以内に、様式5の届出書によって内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出るものとし、以降毎年9月30日現在における備付けの現況を同様式の届出書により翌月7日までに届け出る。

(2) その他の原子力防災資機材

原子力防災管理者は、別表4-2に示すその他原子力防災資機材に関して必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。

3. 活動拠点施設の整備

(1) 緊急時対策所

① 原子力防災管理者は、緊急作業団の活動拠点となる緊急時対策所を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備として、別図4-1に示す場所に定め、別表5-1に定める仕様を維持する。

② 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策所に電源が供給可能となるように、非常用電源設備を確保するとともに、年1回以上定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。

(2) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力防災管理者は、以下の機能を有する原子力災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備として、別表5-2及び別図4-

番号の適正化

番号の適正化、記載の適正化

番号の適正化、記載の適正化

番号の適正化、記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

番号の適正化

記載の適正化

- ① 年1回以上定期的に保守点検を実施する。
- ② 当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

(4) 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図-3に示す気象観測設備に関して、次に掲げる措置を講じる。

- ① 気象観測機器は、毎日稼働状況の確認を行う。
- ② 気象観測結果は、記録媒体に記録し、1年間保存する。
- ③ 当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

(5) 避難場所

原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、状況に応じて適切な場所に避難場所を指定し、関係者へ周知するとともに、これを変更した時も同様とする。

4. 緊急時医療

原子力防災管理者は、別表-4に定める安定ヨウ素剤などの確保、従業員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等の整備をする。また、従業員等の救急医療を行うため、予め近隣などの医療機関を確保する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備

1. オフサイトセンター等に備え付ける資料

学長は、原子力防災管理者に緊急事態応急対策を講じるに際して必要となる別表-8に定める資料を整備させ、内閣総理大臣に届出するとともに、オフサイトセンター及びERCに提出する。また、これらの提出した資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。

2. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点等に備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策を講じるに際して必要となる別表-8に定める資料を原子炉制御室、原子炉管理部室及び事務室に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直

2のとおりあらかじめ選定しておく。

- ① 人や車両等の汚染検査・除染
- ② 更衣及び使用済の防護服等の仮保管
- ③ サイト等立入車両の駐車
- ④ 物資輸送体制の整備

また、原子力防災管理者は、原子力災害対策支援拠点に別表4-3に定める原子力防災資機材を整備する。

(3) 気象観測設備

原子力防災管理者は、別表5-3及び別図4-1に示す気象観測設備に関して、次に掲げる措置を講じる。

- ① 気象観測機器は、毎日1回以上稼働状況の確認を行う。
- ② 気象観測結果は、記録媒体に記録し、1年間保存する。
- ③ 当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理又は代替品等を充てる。

(4) 避難場所

原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、状況に応じて適切な場所に避難場所を指定し、関係者へ周知するとともに、これを変更したときも同様とする。

4. 緊急時医療

原子力防災管理者は、別表4-1に定める安定ヨウ素剤(ヨウ化カリウム)等の医薬品の確保、職員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等の整備を図る。また、職員等の救急医療を行うため、あらかじめ近隣等の医療機関を確保する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備

原子力防災管理者は、原災法第12条第4項の規定により内閣総理大臣に提出した原子力災害対策を講ずるに際して必要となる資料並びに緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、オフサイトセンター及びERCに備え付ける資料について、定期的に見直しを行うとともに、当該資料を適切な版で使用可能な状態に整備する。

1. 内閣総理大臣に提出する資料

学長は、原災法第12条第4項の規定により内閣総理大臣に提出した原子力災害対策を講ずるに際して必要となる資料の内容に変更があったときは、当該資料を内閣総理大臣に提出する。

2. オフサイトセンター及びERCに備え付ける資料

原子力防災管理者は、オフサイトセンター及びERCに設置された事業者ブースに別表6に定める資料を備え付ける。

3. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に別表6に定める資料を備え付ける。

番号の適正化  
記載の適正化

番号の適正化  
記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。

## 第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施

### 1. 原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、原子力防災要員等に対し、次に掲げる項目について防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力事業者防災業務計画に関する知識
- (2) 地域防災計画に関する知識（原子力災害対策計画編）
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) その他、各原子力防災要員等が業務遂行上必要な知識

### 2. 原子力防災訓練

(1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、原子力防災要員等を対象に毎年度1回、原子力災害を想定した総合的な訓練を実施する。また、防災訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は防災訓練の実施方法等の見直しを行う。

この防災訓練は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）に基づく専攻の保安規定等に定める総合的な訓練と兼ねて実施できるものとする。

- (2) 原子力防災管理者は、防災訓練の実施にあたり訓練計画を策定し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- (3) 原子力防災管理者は、前述（1）に記載した訓練を実施した場合、その結果を評価し、様式－9により原子力規制委員会に学長を通じ報告するとともに、その要旨を公表する。
- (4) 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に協力するとともに、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与及びその他必要な措置を講じるものとする。

## 第6節 関係機関との連携

### 1. 国との連携

#### (1) 平常時の連携

- ① 原子力防災管理者は、原子力規制委員会及びその他関係省庁と平常時から協調し、防災情報を収集及び提供等の相互連携を図る。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、その対応を行う。また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の提供及び収集などの相互連携を図る。

## 第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施

### 1. 原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、原子力防災要員等に対し、次に掲げる項目について原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

#### **【省略】**

- (5) その他原子力防災要員等が業務遂行上必要な知識

### 2. 原子力防災訓練

(1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、原子力防災要員等を対象に毎年度1回、原子力災害を想定した総合的な原子力防災訓練を実施する。また、防災訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は防災訓練の実施方法等の見直しを行う。

なお、この原子力防災訓練は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）に基づく専攻の保安規定等に定める総合的な訓練と兼ねて実施できるものとする。

- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災訓練の実施にあたり訓練計画を策定し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- (3) 原子力防災管理者は、上記（1）に記載した訓練を実施した場合、その結果を評価し、様式6により原子力規制委員会に学長を通じ報告するとともに、その要旨を公表する。
- (4) 原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に協力するとともに、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与及びその他必要な措置を講じるものとする。

## 第6節 関係機関との連携

### 1. 国との連携

#### **【削除】**

- (1) 原子力防災管理者は、原子力規制委員会及びその他関係省庁と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、その対応を行う。  
また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と平常時から協調し、防災情報の提供及び収

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

番号の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

- ③ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原災法第31条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
  - ④ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原災法第32条に基づき、事業所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- (2) 原子力災害時の連携
- ① 原子力防災管理者は、オフサイトセンターに設置される現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じる。
  - ② 原子力防災管理者は、原災法第16条第1項の規定に基づき、内閣府に原子力災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）が設置された場合、原子力災害対策本部長の指示に基づき必要な業務を行う。
  - ③ 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣から炉規法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかに災害を防止する必要な措置を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 平常時の連携
- ① 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長及びその他関係周辺市町村長と平常時から協調し、防災情報を収集及び提供等の相互連携を図る。
  - ② 原子力防災管理者は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域毎の防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、茨城県原子力防災連絡協議会の場等を通じて、国、県、所在関係市町村、その他関係機関と平常時より密接な連携を図る。
  - ③ 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長から原災法第31条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
  - ④ 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長から原災法第32条に基づき、事業所への立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
  - ⑤ 原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について、茨城県、東海村から要請があればこれに協力するものとする。

- (2) 原子力災害時の連携
- 原子力防災管理者は、原災法第22条の規定に基づき、地方公共団体に災害対策本部（以下「自治体災害対策本部」という。）が設置された場合、要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じるとともに、自治体災害対策本部長と協調して必要な業務を行う。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、消防機関、警察機関等の地元防災関係機関と必要な原子力災害に関する情報等についての提供、収集及び緊急事態応急対策を相互に連携して行うものとする。

- 集などの相互連携を図る。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣から原災法第31条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
  - (4) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣から原災法第32条に基づき、専攻への立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

【削除】

2. 地方公共団体との連携

- 【削除】
- (1) 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長及びその他関係周辺市町村長と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
  - (2) 原子力防災管理者は、原子力災害に関する地域防災計画の作成及び修正、地域毎の防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策等の対応等について、茨城県原子力防災連絡協議会の場等を通じて、国、県、所在関係市町村及びその他関係機関と平常時から密接な連携を図る。
  - (3) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から原災法第31条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
  - (4) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から原災法第32条に基づき、事業所への立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
  - (5) 原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について、茨城県及び東海村から要請があればこれに協力するものとする。

【削除】

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、消防機関、警察機関等の地元防災関係機関等と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

記載の適正化

記載の適正化

原子力災害時の連携は、第3章以降と重複するため、削除

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

原子力災害時の連携は、第3章以降と重複するため、削除

記載の適正化

<p style="text-align: center;">第7節 事業所外運搬事故における<u>事前</u>措置</p> <p>1. 事業所外運搬事故における<u>事前</u>措置</p> <p>原子力防災管理者は、事業所外運搬における<u>特定事象事故</u>を想定し次に掲げる措置を事前に整備する。</p> <p>(1) <u>特定事象事故</u>時の応急措置、対応組織、携行する資機材等を記載した運搬計画書の作成及び携行。</p> <p>(2) 円滑な通報を確保するため、国、海上保安部署、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等への非常時連絡表等の作成及び携行。</p> <p>(3) 迅速な事故対応を図るための非常通信用機材並びに必要な応じた防災資機材の整備及び携行。</p> <p>2. 事業所外運搬事故における体制整備</p> <p>原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象事故が発生した場合、次に掲げる措置を的確に実施するための体制を整備する。</p> <p>(1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置</p> <p>(2) 国、県及び海上保安部等への通報連絡体制</p> <p>(3) 消火、延焼防止等の応急措置</p> <p>(4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難</p> <p>(5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置</p> <p>(6) <u>放射線</u>モニタリングの実施</p> <p>(7) 核燃料物質等の汚染の拡大の防止及び除去</p> <p>(8) その他放射線障害防止のために必要な措置</p> <p>なお、核燃料物質等の事業所外運搬中に特定事象が発生した場合は、直ちに、運搬の業務に従事している者は、原子力防災管理者にその発生と状況を連絡する。原子力防災管理者は、第3章に基づき関係機関に通報連絡を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 事業所外運搬事故における<u>予防</u>措置</p> <p>1. 事業所外運搬事故における<u>予防</u>措置</p> <p>原子力防災管理者は、事業所外運搬における<u>特定事象</u>を想定し、次に掲げる措置を事前に整備する。</p> <p>(1) <u>特定事象発生</u>時の応急措置、対応組織、携行する資機材等を記載した運搬計画書の作成及び携行</p> <p>(2) 円滑な通報を確保するため、国、海上保安部署、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等への非常時連絡表等の作成及び携行</p> <p>(3) 迅速な事故対応を図るための非常通信用機材並びに必要な応じた防災資機材の整備及び携行</p> <p>2. 事業所外運搬事故における体制整備</p> <p>原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象事故が発生した場合、次に掲げる措置を的確に実施するための体制を整備する。</p> <p>(1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置</p> <p>(2) 国、県及び海上保安部署等への通報連絡体制</p> <p>【省略】</p> <p>(6) <u>緊急時</u>モニタリングの実施</p> <p>【省略】</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者は、平常時<u>より</u>専攻の周辺住民に対して、次に掲げる情報について提供し、知識の普及・啓発に努める。</p> <p>(1) 原子力事業所の概要</p> <p>(2) 原子力災害の概要</p> <p>(3) 原子力災害対策の実施状況</p> <p>(4) 緊急事態の区分の考え方</p>	<p style="text-align: center;">第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者は、平常時<u>から</u>専攻の周辺住民に対して、次に掲げる情報について提供し、知識の普及・啓発に努める。</p> <p>【省略】</p> <p>(4) <u>施設の状況に応じた</u>緊急事態の区分の考え方</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 初期対応</p> <p>1. 緊急作業団の設置 原子力防災管理者は、第2章第2節の「原子力防災組織の運営」に基づき、緊急作業団を設置し、原子力防災要員等を招集するとともに、自ら団長として原子力防災組織の指揮を行う。</p> <p>2. 通報連絡 (1) 原子力防災管理者は、<u>警戒事象</u>が発生した場合は、直ちに<u>原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長並びに茨城県警察本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、茨城海上保安部警備救難課、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官及び別図-2に示す地方自治体に対し、様式6-1により、同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。</u> <u>上記の連絡を行った後の状況</u>については、<u>施設敷地緊急事態に該当する事象に至らない限りにおいて、続報として様式6-2により適切な間隔で継続して報告するものとする。</u> (2) 原子力防災管理者は、<u>特定事象が発生したとの</u>通報を受け、又は自ら発見した場合は、直ちに別図-2に示す通報連絡先に対し、<u>様式7-1（事業所外運搬の場合は様式7-2）により、同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。</u></p> <p><u>これらの通報において、発生した特定事象が、電離放射線障害防止規則第7条の2第2項各号に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示するものとする。</u> <u>(3) 同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報の方法として、なるべく早く到達する手段を用いて連絡する。</u> <u>(4) 原子力防災管理者は、通報連絡及び報告を行った場合は、その内容を記録として保存する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 初期対応</p> <p>1. 緊急作業団の設置 原子力防災管理者は、<u>警戒事態該当事象又は特定事象が発生した場合、</u>第2章第2節の「原子力防災組織の運営」に基づき、緊急作業団を設置し、原子力防災要員等を招集するとともに、自ら団長として原子力防災組織の指揮を行う。</p> <p>2. 通報連絡 (1) 原子力防災管理者は、<u>警戒事態該当事象</u>が発生した場合は、直ちに<u>様式7-1に必要事項を記入し、別図3-2に定める連絡経路により原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及びその他関係機関へ</u>同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、<u>その着信を電話で確認する。</u> <u>また、当該事象発生後の経過</u>については、<u>事象の進展に応じ、様式7-2に必要事項を記入し、関係機関へ適切な間隔で継続して連絡を行う。</u> (2) 原子力防災管理者は、<u>事業所内での特定事象の発生について</u>通報を受け、又は自ら発見した場合は、直ちに<u>様式8-1に必要事項を記入し、別図3-3に定める通報経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及びその他関係機関へ</u>同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、<u>その着信を電話で確認する。</u> <u>また、当該事象発生後の経過</u>については、<u>事象の進展に応じ、様式9-1に必要事項を記入し、別図3-5に定める報告経路により関係機関へ適切な間隔で継続して報告を行う。</u> (3) 原子力防災管理者は、<u>事業所外運搬での特定事象の発生について</u>通報を受け、又は自ら発見した場合は、直ちに<u>様式8-2に必要事項を記入し、別図3-4に定める通報経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市長村長並びに原子力防災専門官及びその他関係機関へ</u>同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、<u>その着信を電話で確認する。</u> <u>また、当該事象発生後の経過</u>については、<u>事象の進展に応じ、様式9-2に必要事項を記入し、別図3-6に定める報告経路により関係機関へ適切な間隔で継続して報告を行う。</u> (4) 発生した特定事象が電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第7条の2第2項各号に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示するものとする。 (5) 同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項について、なるべく早く到達する手段を用いて<u>連絡、通報又は報告を行う。</u> (6) 原子力防災管理者は、<u>警戒事態該当事象及び特定事象が発生した場合の連絡又は通報並びに当該事象の経過の報告について、ファクシミリ装置等により送信した書面を記録として時系列で保存する。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>番号、記載の適正化</p> <p>番号、記載の適正化</p>

3. 情報の収集と提供

(1) 団長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- ④ 敷地周辺における放射線量率及び放射性物質量の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 団長は、応急措置の実施状況及び事故状況の推移に伴い変化する上記(1)の各項目の情報を事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して収集し、様式8-1(事業所外運搬の場合)については、様式8-2)を用いて別図-2に示す関係機関に対し同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報の方法として、なるべく早く到達する手段を用いて連絡することとし、応急対策活動に支障の生ずることがないように国、県、関係市町村及びその他の防災関係機関と調整する。

4. 専攻外関係機関との連絡方法

団長は、別図-2の連絡経路により専攻外関係機関に連絡を行う場合は、別表-5に示す施設、設備及び電話等を利用して行う。また必要と認められた時は、通話制限その他必要な措置を講じる。

第2節 応急措置

1. 応急措置の実施

(1) 避難誘導及び事業所内入構制限

- ① 避難

団長は、所内緊急放送等により必要に応じ、原子力災害対策活動に従事しない者、来訪者等を安全な避難場所に避難させる。

3. 情報の収集と提供

(1) 団長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害に係る状況
- ④ 専攻敷地周辺における放射線量及び放射能の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 団長は、上記(1)の情報を定期的に収集し、様式9-1に記入し、別図3-5に定める報告箇所に適切な間隔で継続的に報告する。  
ただし、事業所外運搬にあつては、様式9-2に記入し、別図3-6に定める報告箇所とする。

4. 通話制限

団長は、緊急事態応急対策等の活動時の通信を確保するため、必要と認められたときは、通話制限その他の必要な措置を講じる。

5. 原子力事業所災害支援拠点の活動

団長は、必要に応じて原子力事業所災害支援拠点を設置するとともに、原子力防災要員等の派遣、復旧資機材の受入等を指示する。

第2節 応急措置

1. 応急措置の計画の策定

団長は、本節2.に掲げる応急措置を実施するに当たり、その優先順位を考慮して、措置の内容及び実施担当者を明確にしたうえで、以下の事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設及び設備の整備並びに点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

2. 応急措置の実施

(1) 避難誘導及び構内入構制限

- ① 避難

団長は、全館一斉放送等により、原子力災害対策活動に従事しない者、来訪者等を安全な避難場所に避難させる。

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

原子力事業所災害支援拠点の活動の明確化

応急措置の計画の策定の明確化

番号の適正化  
記載の適正化



② 避難状況の把握  
 団長は、避難状況を把握するため、避難者の氏名等について、その情報を記録する。

③ 入構制限措置  
 団長は、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両について専攻内への立ち入りを制限する。また、専攻内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

(2) 放射線量及び放射性物質濃度の測定  
 団長は、専攻内及び敷地周辺の放射線量、並びに放射性物質の濃度の測定を継続的に行い、放射能影響範囲を推定し、その結果を関係機関に連絡する。

(3) 緊急時医療  
 ① 救難・救助  
 団長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、可能な限り負傷者等を放射線による影響が少ない場所に速やかに救出する等の必要な措置を講じる。

② 医療活動  
 団長は、必要に応じて汚染検査、負傷者等の応急処置及び除染等の措置を施すとともに、緊急被ばく医療（初期被ばく医療）に関する契約を締結している医療機関と連絡をとり、移送や治療の依頼等必要な措置を講じる。移送の際は、放射線管理要員を同行させる等の必要な措置を講じる。また、二次被ばく医療以上の措置が必要な場合には、これらの医療に係る指定医療機関に対し同様の措置を講じる。

③ 二次災害防止に関する措置  
 団長は、負傷者等に対する適切な医療及び救急隊等の被ばく管理に資するため、医療機関等への移送及び治療の依頼等を行う場合、救急隊到着時に事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染状況の情報を伝達する等の必要な措置を講じる。

(4) 消火活動  
 団長は、火災を伴う事故が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

(5) 汚染拡大の防止及び防護措置  
 ① 団長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ緊急放送等を行い、専攻内にいる者に周知する。  
 また、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

② 団長、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、適切な防護措置（防護服、防護マスク、個人線量計の着用等）を講じる。

(6) 線量評価  
 団長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事する者の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去を行う。

② 避難状況の把握  
 【省略】

③ 入構制限及び車両使用禁止  
 団長は、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両について専攻内への立ち入りを制限する。  
 また、専攻内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

(2) 放射線量及び放射性物質濃度の測定  
 団長は、専攻内及び専攻敷地周辺の放射線量並びに放射性物質の濃度の測定を行い、放射性物質が専攻敷地外に放出された場合、気象観測データ、緊急時モニタリングデータ等から放射能影響範囲を継続的に推定する。

(3) 緊急時医療  
 ① 救難・救助  
 【省略】

② 医療活動  
 団長は、必要に応じて汚染検査、負傷者等の応急処置及び除染等の措置を施すとともに、茨城県緊急被ばく医療活動・健康影響調査マニュアルに定める原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターへの移送や治療の依頼等必要な措置を講じる。  
また、移送の際は、放射線管理の知識を有する原子力防災要員等を同行させる等の必要な措置を講じる。

③ 二次災害防止に関する措置  
 団長は、負傷者等の移送及び治療の要請を医療機関に対して行うとき並びに救急隊員が到着したときは、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染状況等、二次災害の防止のために必要な情報を伝達する。

(4) 消火活動  
 【省略】

(5) 汚染拡大の防止及び防護措置  
 【省略】

② 団長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、適切な防護措置（防護具及び個人線量計の着用等）を講じる。

(6) 線量評価  
 団長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事する者の線量評価を行う。

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

(7) 広報活動

団長は、発生した特定事象等に関し、施設の状況、応急措置の概要等の公表内容を取りまとめ、オフサイトセンターにおける広報活動に協力するとともに、必要に応じ報道機関に対して定期的に広報を行う。

(8) 応急復旧

① 施設及び設備の整備並びに点検

団長は、原子炉制御室等の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、設備の異常の状況及び機器の動作状況等の把握に努める。

② 応急の復旧対策

団長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定し、それに基づき速やかに復旧対策を実施する。

(9) 原子力災害の拡大防止を図るための措置

団長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図るための措置を検討及び実施のため、以下に示す措置を実施する。

① 事故発生施設について、事故拡大防止に必要な措置を講じる。

② 事故の拡大のおそれがある施設については、事故拡大防止に必要な措置を講じる。

③ その他の施設については、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。

④ 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

(10) 資機材の調達及び輸送

団長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達及び輸送を実施する。

2. 事業所外運搬における応急措置

団長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、消防機関及び警察機関と協力して、以下に示す措置を実施するものとする。

(1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

(2) 消火、延焼防止の措置

(3) 運搬に従事している者や付近にいる者の待避

(4) 立入制限区域の設定

(5) 核燃料物質等の安全な場所への移動

(6) モニタリングの実施

(7) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大防止及び汚染の除去

(8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

(7) 広報活動

【省略】

(8) 応急復旧

① 施設及び設備の整備並びに点検

団長は、原子炉制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、施設及び設備の異常の状況並びに機器の動作状況等の把握に努める。

② 応急の復旧対策

団長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、本節1. で策定した応急復旧計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

(9) 原子力災害の拡大防止を図るための措置

団長は、事故状況の把握、事故の拡大の防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大の防止を図るための措置の検討及び実施のため、以下に示す措置を実施する。

【削除】

① 事故の拡大のおそれがある場合、事故の拡大の防止に必要な措置を講じる。

② 事故発生施設以外の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。

③ 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

(10) 資機材の調達及び輸送

団長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達する。

また、団長は、専攻において十分に調達できない場合、必要とする資機材の輸送を支援組織に対して要請する。

(11) 工学系研究科の支援

支援組織である工学系研究科は、上記(10)の要請を受けたときは、専攻に必要な資機材の確保等を行う。

3. 事業所外運搬における応急措置

団長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な原子力防災要員等を派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、以下の措置を実施する。

(1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

(2) 消火、延焼防止の措置

(3) 運搬に従事する者や付近にいる者の待避

(4) 立入制限区域の設定

(5) 核燃料物質等の安全な場所への移動

(6) 緊急時モニタリングの実施

(7) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去及び放射線の遮蔽

(8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

番号の適正化

番号の適正化、記載の適正化

番号の適正化

資機材が不足した際の協力要請の明確化

番号の適正化

記載の適正化

### 3. 応急措置の実施報告

団長は、実施した前項の応急措置の概要について、速やかに別図-2に示す通報連絡先に対し、様式8-1（事業所外運搬の場合は様式8-2）により、同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。

この報告は、事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して行う。

### 4. 原子力防災要員等の派遣

団長は、茨城県、東海村、オフサイトセンター及び執行機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講じる。

派遣された原子力防災要員等は、原子力災害現地対策本部及び自治体の原子力災害対策本部等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画並びに得られた情報及び要請等について緊急作業団長と密に連絡をとり報告する。

また、団長は、必要に応じて他の原子力事業所等の応援も必要とするときは、支援組織を通じ学長に要請する。

#### 第3節 原子力緊急事態宣言発令時の措置

##### 1. 緊急時体制の発令

(1) 団長は、周辺環境の放射線の状況又は原子炉施設の状態が全面緊急事態に該当するEALに至った場合は、直ちに別図-2に示す通報連絡先に対し、様式7-1（事業所外運搬の場合は様式7-2）により、同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。

(2) 同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報の方法として、なるべく早く到達する手段を用いて連絡する。

(3) 団長は、この報告を行ったとき又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行った時は、緊急事態を宣言する。

(4) 団長は、支援組織を通じ学長に緊急時体制を宣言した旨を報告する。

##### 2. 原子力災害合同対策協議会等への報告

団長は、原子力緊急事態宣言後、原子力災害合同対策協議会等との連絡を密にするため、別図-2に定める連絡経路により報告及び情報伝達を行う。

### 4. 危険時の措置

団長は、炉規法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会又は国土交通大臣から命令があった場合、必要な措置を講じる。

### 5. 応急措置の実施報告

団長は、実施した前項の応急措置の概要について、速やかに様式9-1に必要事項を記入し、別図3-5に定める報告経路により同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、その着信を電話で確認する。この報告は、事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して行う。

ただし、事業所外運搬の場合にあつては、様式9-2に必要事項を記入し、別図3-6に定める報告経路とする。

### 6. 原子力防災要員等の派遣

団長は、茨城県知事、東海村長及びその他執行機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表7に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講じる。

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。

なお、原子力防災要員等及び原子力防災資機材等の輸送については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

また、団長は、必要に応じて、他の原子力事業者に対して協力を要請する。

#### 第3節 緊急事態応急対策

##### 1. 該当事象発生時の通報

(1) 団長は、別表8-3に定める特定事象に至った場合、直ちに様式8-1に必要事項を記入し、別図3-3に定められた通報（報告）箇所に同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、その着信を電話で確認する。

ただし、事業所外運搬の場合にあつては、様式8-2に必要事項を記入し、別図3-4に定められた通報（報告）箇所とする。

(2) 同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、様式8-1（事業所外運搬の場合にあつては、様式8-2）に掲げる事項について、なるべく早く到達する手段を用いて通報する。

【削除】

【削除】

【削除】

記載の適正化（現行の第2章第6節1.（2）③より移動）

番号の適正化

記載の適正化

番号の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

<p><u>3.</u> 応急措置の継続実施</p> <p>団長は、第3章第2節「応急措置」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続して実施する。</p> <p><u>4.</u> 事業所外運搬事故における対策</p> <p>団長は、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、<u>原子力施設における</u>原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。</p> <p><u>5.</u> 原子力防災要員等の派遣</p> <p>団長は、<u>ERC及びオフサイトセンター並びに</u>茨城県、東海村、関係市町村長及びその他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講じる。</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、<u>原子力災害現地対策本部及び自治体の原子力災害対策本部等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画並びに得られた情報及び要請等について団長と密に連絡をとり報告する。</u></p> <p><u>また、</u>団長は、必要に応じて他の原子力事業所等の<u>応援も必要とするときは、支援組織を通じ学長に要請する。</u></p>	<p><u>2.</u> 応急措置の継続実施</p> <p><b>【省略】</b></p> <p><u>3.</u> 事業所外運搬事故における対策</p> <p>団長は、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、<u>専攻で発生した</u>原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。</p> <p><u>4.</u> 原子力防災要員等の派遣</p> <p><u>(1)</u> 団長は、茨城県知事、東海村長及びその他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、<u>別表7に定める</u>原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講じる。派遣された原子力防災要員等は、<u>派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。</u></p> <p><u>(2)</u> 派遣された原子力防災要員等は、緊急作業団と密に連絡をとり、<u>原子力災害合同対策協議会等に事故状況の報告を行い、構成各機関と密接な情報交換を行うとともに、共有された情報を団長に報告する。</u></p> <p><u>(3)</u> 団長は、必要に応じて、<u>他の原子力事業者に支援を要請する。</u></p>	<p>番号の適正化</p> <p>番号の適正化 記載の適正化</p> <p>番号の適正化 記載の適正化</p>
--	---	---

原子力事業者防災業務計画新旧対照表案（第4章）

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第4章 原子力災害事後対策</p> <p>団長は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 緊急事態応急対策等の報告</u></p> <p><u>団長は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要並びに原子力災害事後対策の実施の方針を、原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に報告する。なお、事業所外運搬の場合にあっては、上記報告先の他、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長及び防災関係機関に報告する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 復旧対策</u></p> <p>1. <u>復旧計画の策定及び復旧対策の実施</u>          団長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、実施計画及び実施状況について原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村長に報告する。          (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握          (2) 原子炉施設の除染、放射線のしゃへい等の実施          (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施          (4) 放射性物質の追加放出の防止          (5) 復旧対策の実施体制・実施担当者および工程に関する事項</p> <p>2. <u>被災者の相談窓口の設置</u>          団長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p> <p>3. 緊急作業団の解散          団長は、原子力災害事後対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断したときは、第2章第2節第1項に基づき緊急作業団を解散するとともに、その旨を関係機関に連絡する。</p> <p>4. 原因究明と再発防止対策の実施          原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 原子力災害事後対策</p> <p>団長は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。</p> <p>【削除】</p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 事業所の対策</u></p> <p>1. <u>復旧対策</u>          団長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、当該計画及び実施状況について内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村長に報告する。          (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握          (2) 原子炉施設の除染、放射線の遮蔽等の実施          (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施          (4) 放射性物質の追加放出の防止          (5) 復旧対策の実施担当者及び復旧に係る工程</p> <p>2. <u>被害申出窓口の設置</u>          団長は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るため、原賠法第17条の2に定める専攻の損害賠償実施方針に基づき、被害申出窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p> <p>3. 緊急作業団の解散          団長は、第2章第2節1. (2)に基づき緊急作業団を解散するとともに、その旨を関係機関に連絡する。</p> <p>4. 原因究明と再発防止対策の実施          【省略】</p>	<p>記載の適正化</p> <p>次節の内容と重複するため、削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原賠法改正施行（令和2年4月1日付）に伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

5. 原子力防災要員等の派遣

原子力防災管理者は、ERC及びオフサイトセンター並びに茨城県、東海村、関係市町村長及びその他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講じる。

(1) 広報活動に関する事項

- ① 専攻とオフサイトセンターとの情報交換
- ② 報道機関への情報提供
- ③ 被災者の相談窓口の設置

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会(解散している場合は派遣先)の指示に基づき、必要な業務を行う。

【削除】

次節へ変更

第2節 原子力防災要員の派遣等

記載の適正化

- (1) 原子力防災管理者は、ERC及びオフサイトセンター並びに茨城県、東海村、関係市町村長及びその他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表7に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。
- (2) 派遣された原子力防災要員等は、緊急作業団と連絡を密にし、原子力災害合同対策協議会に復旧状況の報告を行うとともに、原子力事業者へ共有された情報及び要請された事項について、緊急作業団に報告する。団長は、要請された事項について、必要な対応を行う。
- (3) 団長は、関係機関に貸与する原子力防災資機材が不足するときは、支援組織である工学系研究科に協力を要請する。それでも不足する場合は、他の原子力事業者に協力を要請する。

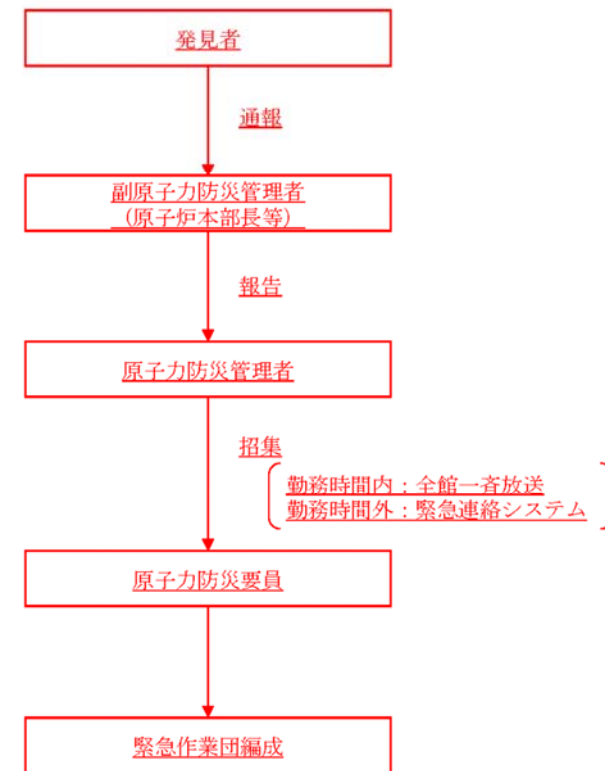
原子力事業者防災業務計画新旧対照表案（第5章）

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 他の原子力事業者への協力</p> <p>他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、<u>学長からの要請に応じ</u>、当該事業者、オフサイトセンター、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる<u>環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について</u>原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与<u>その他</u>必要な協力を行う。</p> <p>(1) <u>環境放射線</u>モニタリング</p> <p>(2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>(3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p><u>(5) 協定及び覚書に基づく協力</u></p> <p><u>東海村・大洗町等に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海NOAH協定）」に基づき、専攻以外の原子力事業所で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力事業所安全協力協定の安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講じる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 他の原子力事業者への協力</p> <p>他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、当該事業者、オフサイトセンター、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、<u>次に掲げる事項について別表7に定める</u>原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与<u>等</u>の必要な協力を行う。</p> <p><u>なお、原子力防災要員等及び原子力防災資機材等の輸送については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。</u></p> <p>(1) <u>緊急時</u>モニタリング</p> <p>(2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>(3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p><b>【削除】</b></p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 他の原子力事業者との協定</u></p> <p><u>東海村・大洗町等に所在する原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）」に基づき、他の原子力事業所で発生した原子力災害への支援を行う場合は、安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な協力活動を実施する。</u></p>	<p>記載の適正化、原子力防災要員等の派遣数等の明確化</p> <p>次節に移動</p> <p>記載の適正化</p>

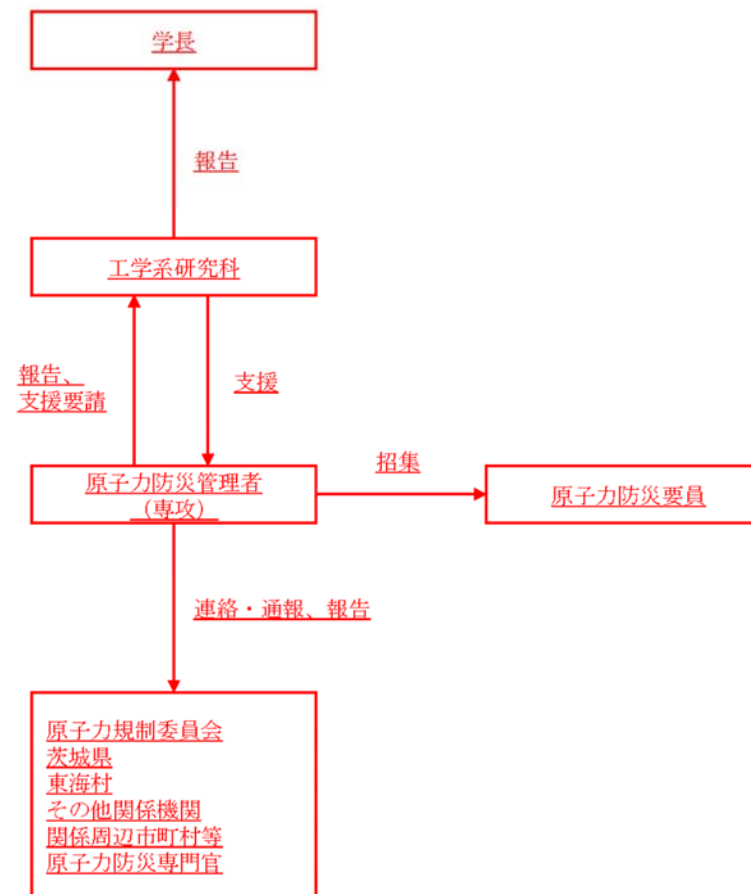
変更前	変更後	備考																																																																										
<p style="text-align: center;"><b>別図-1 専攻原子力防災組織</b></p> <p style="text-align: center;">（緊急作業団）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">緊急作業団本部</th> </tr> <tr> <td>総指揮担当：団長 （原子力防災管理者）</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>外部連絡班</td> <td style="text-align: center;">4名程度</td> </tr> <tr> <td>現場連絡班</td> <td style="text-align: center;">4名程度</td> </tr> <tr> <td>状況分析班</td> <td style="text-align: center;">4名程度</td> </tr> <tr> <td>記録・事務班</td> <td style="text-align: center;">4名程度</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td style="text-align: center;">4名程度</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（支援組織）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>工学系研究科</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">発災現場対応部隊</th> </tr> <tr> <td>現場指揮担当</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>本部連絡班</td> <td style="text-align: center;">4名程度</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td style="text-align: center;">4名程度</td> </tr> <tr> <td>作業班</td> <td style="text-align: center;">4名程度</td> </tr> <tr> <td>救護班</td> <td style="text-align: center;">4名程度</td> </tr> <tr> <td>警備班</td> <td style="text-align: center;">4名程度</td> </tr> </table>	緊急作業団本部		総指揮担当：団長 （原子力防災管理者）	1名	外部連絡班	4名程度	現場連絡班	4名程度	状況分析班	4名程度	記録・事務班	4名程度	広報班	4名程度	工学系研究科	発災現場対応部隊		現場指揮担当	1名	本部連絡班	4名程度	放射線管理班	4名程度	作業班	4名程度	救護班	4名程度	警備班	4名程度	<p style="text-align: center;">別図1 原子力防災組織</p> <p style="text-align: center;">緊急作業団</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>班</th> <th>主な業務</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td>本部（緊急時対策所） 団長（原子力防災管理者）</td> <td>原子力防災組織の統括業務</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>連絡班</td> <td>関係機関等への連絡、通報（報告）及び派遣等並びに発災現場対応部隊（庶務班）との情報連絡</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> </tr> <tr> <td>状況分析班</td> <td>情報の分析・指示の実施</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> </tr> <tr> <td>記録班</td> <td>活動記録の作成</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>報道に係る業務</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>班</th> <th>主な業務</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td>発災現場対応部隊（発災現場） 現場指揮担当</td> <td>発災現場での指揮</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>庶務班</td> <td>本部（連絡班）との情報連絡</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td>放射線管理</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> </tr> <tr> <td>作業班</td> <td>消火等の災害の拡大防止作業</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> </tr> <tr> <td>救護班</td> <td>救護作業</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> </tr> <tr> <td>警備班</td> <td>周辺の警備</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>支援組織</th> <th>主な業務</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td>工学系研究科</td> <td>専攻の原子力災害活動への支援</td> <td style="text-align: center;">1名以上</td> </tr> </table>	班	主な業務	人数	本部（緊急時対策所） 団長（原子力防災管理者）	原子力防災組織の統括業務	1名	連絡班	関係機関等への連絡、通報（報告）及び派遣等並びに発災現場対応部隊（庶務班）との情報連絡	2名以上	状況分析班	情報の分析・指示の実施	2名以上	記録班	活動記録の作成	2名以上	広報班	報道に係る業務	2名以上	班	主な業務	人数	発災現場対応部隊（発災現場） 現場指揮担当	発災現場での指揮	1名	庶務班	本部（連絡班）との情報連絡	2名以上	放射線管理班	放射線管理	2名以上	作業班	消火等の災害の拡大防止作業	2名以上	救護班	救護作業	2名以上	警備班	周辺の警備	2名以上	支援組織	主な業務	人数	工学系研究科	専攻の原子力災害活動への支援	1名以上	<p>記載の適正化、班の再編成、各班の業務の明確化</p>
緊急作業団本部																																																																												
総指揮担当：団長 （原子力防災管理者）	1名																																																																											
外部連絡班	4名程度																																																																											
現場連絡班	4名程度																																																																											
状況分析班	4名程度																																																																											
記録・事務班	4名程度																																																																											
広報班	4名程度																																																																											
工学系研究科																																																																												
発災現場対応部隊																																																																												
現場指揮担当	1名																																																																											
本部連絡班	4名程度																																																																											
放射線管理班	4名程度																																																																											
作業班	4名程度																																																																											
救護班	4名程度																																																																											
警備班	4名程度																																																																											
班	主な業務	人数																																																																										
本部（緊急時対策所） 団長（原子力防災管理者）	原子力防災組織の統括業務	1名																																																																										
連絡班	関係機関等への連絡、通報（報告）及び派遣等並びに発災現場対応部隊（庶務班）との情報連絡	2名以上																																																																										
状況分析班	情報の分析・指示の実施	2名以上																																																																										
記録班	活動記録の作成	2名以上																																																																										
広報班	報道に係る業務	2名以上																																																																										
班	主な業務	人数																																																																										
発災現場対応部隊（発災現場） 現場指揮担当	発災現場での指揮	1名																																																																										
庶務班	本部（連絡班）との情報連絡	2名以上																																																																										
放射線管理班	放射線管理	2名以上																																																																										
作業班	消火等の災害の拡大防止作業	2名以上																																																																										
救護班	救護作業	2名以上																																																																										
警備班	周辺の警備	2名以上																																																																										
支援組織	主な業務	人数																																																																										
工学系研究科	専攻の原子力災害活動への支援	1名以上																																																																										



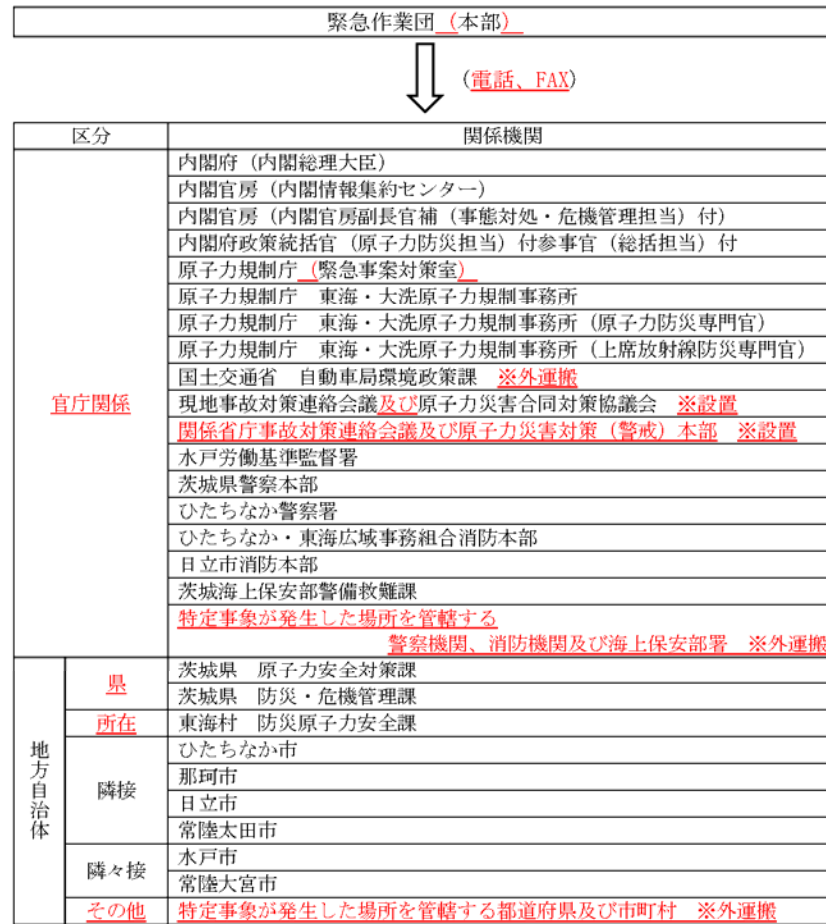
別図2 原子力防災要員等招集連絡経路



別図3-1 学内通報連絡経路

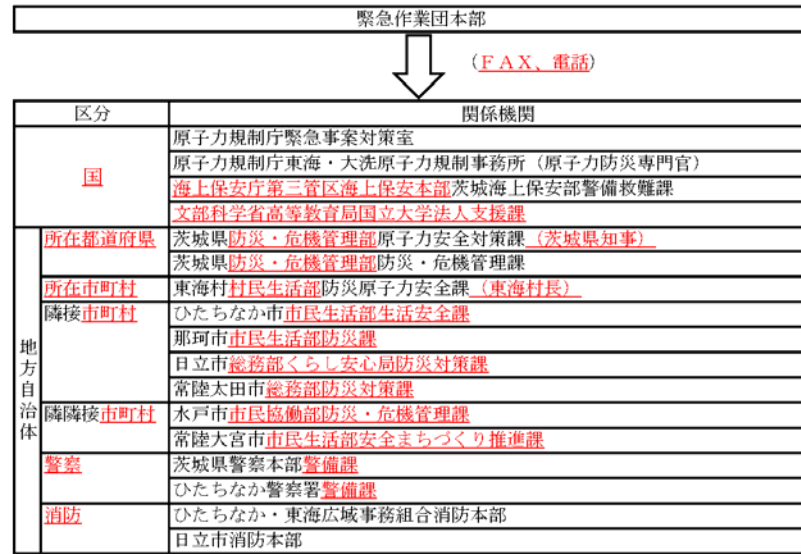


別図 2 通報連絡先(専攻外)

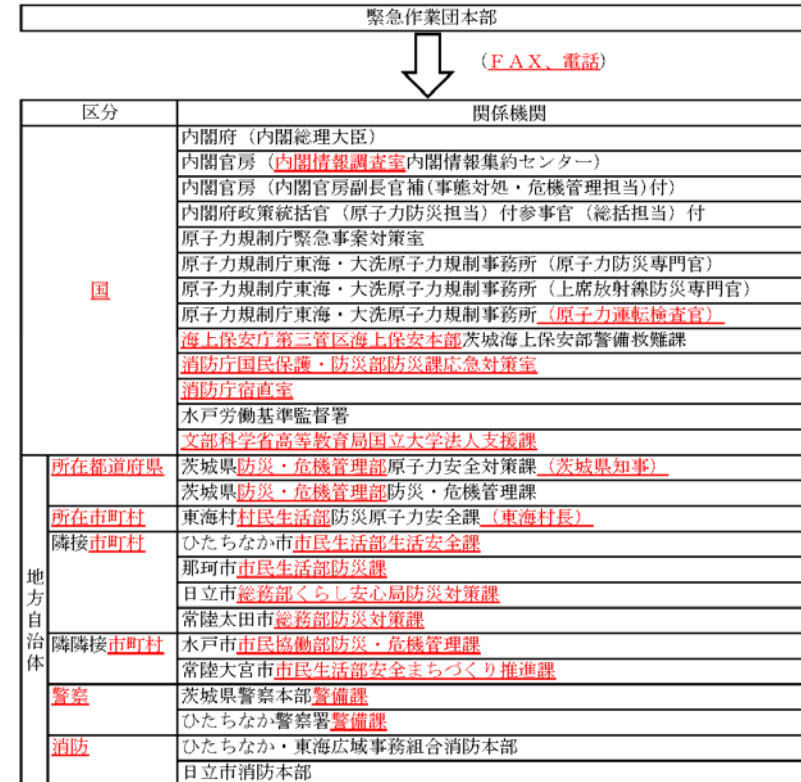


※設置:設置されている場合  
※外運搬:事業所外運搬の場合

別図 3-2 警戒事態該当事象発生時の連絡経路

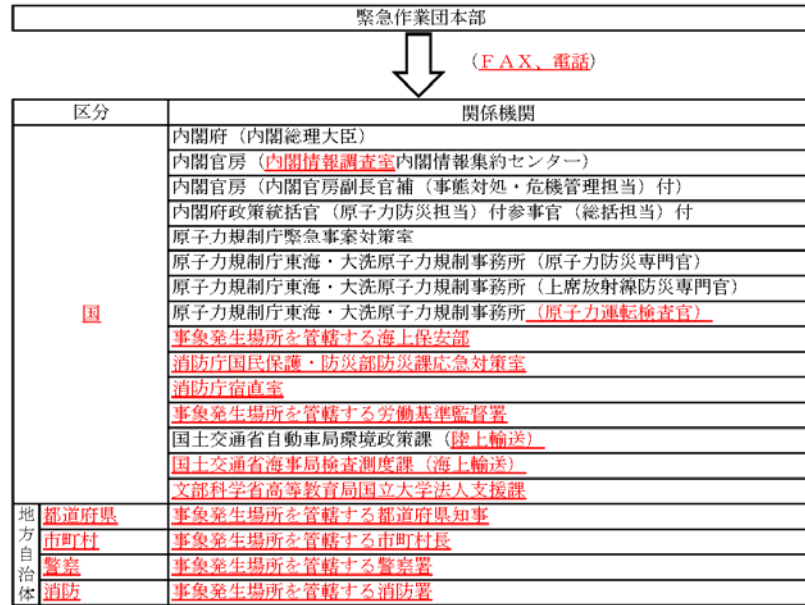


別図 3-3 原災法第10条第1項に基づく通報経路(事業所内での事象発生)



通報連絡先の適正化(事象別に整理。別図3-2~別図3-6)

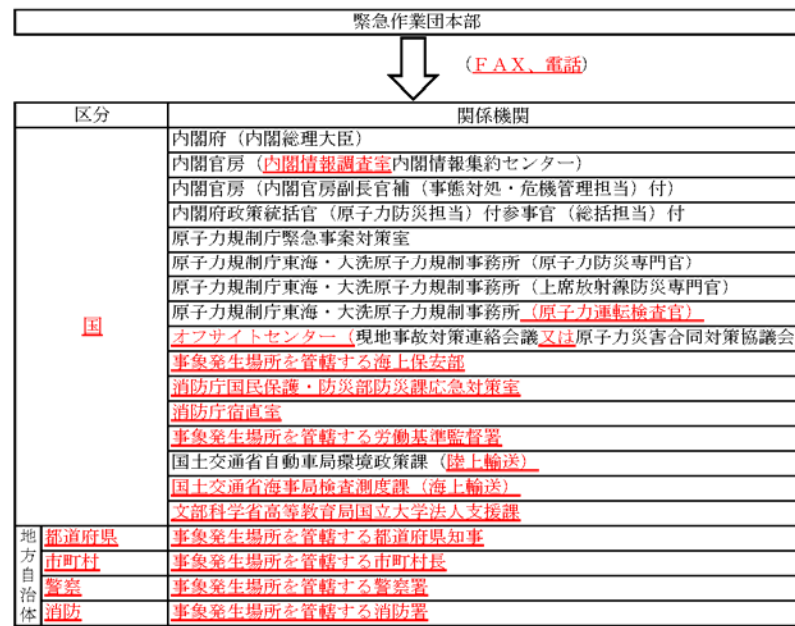
別図3-4 原災法第10条第1項に基づく通報経路（事業所外運搬での事象発生）



別図3-5 原災法第10条第1項に基づく通報後の報告経路（事業所内での事象発生）

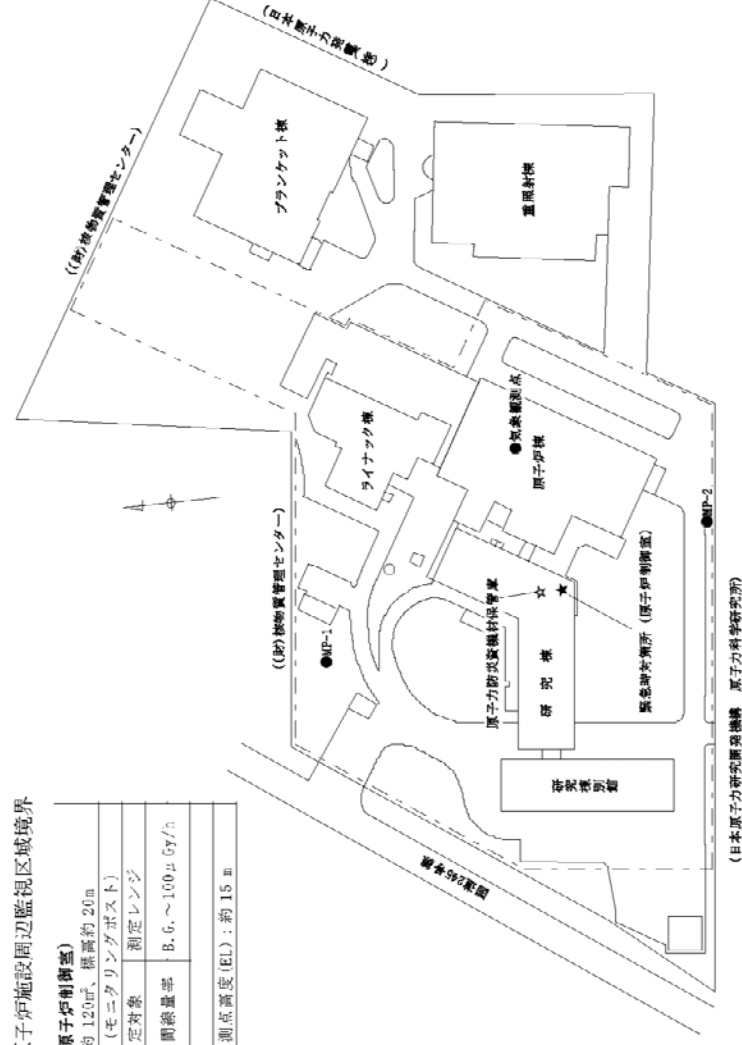


別図3-6 原災法第10条第1項に基づく通報後の報告経路（事業所外運搬での事象発生）



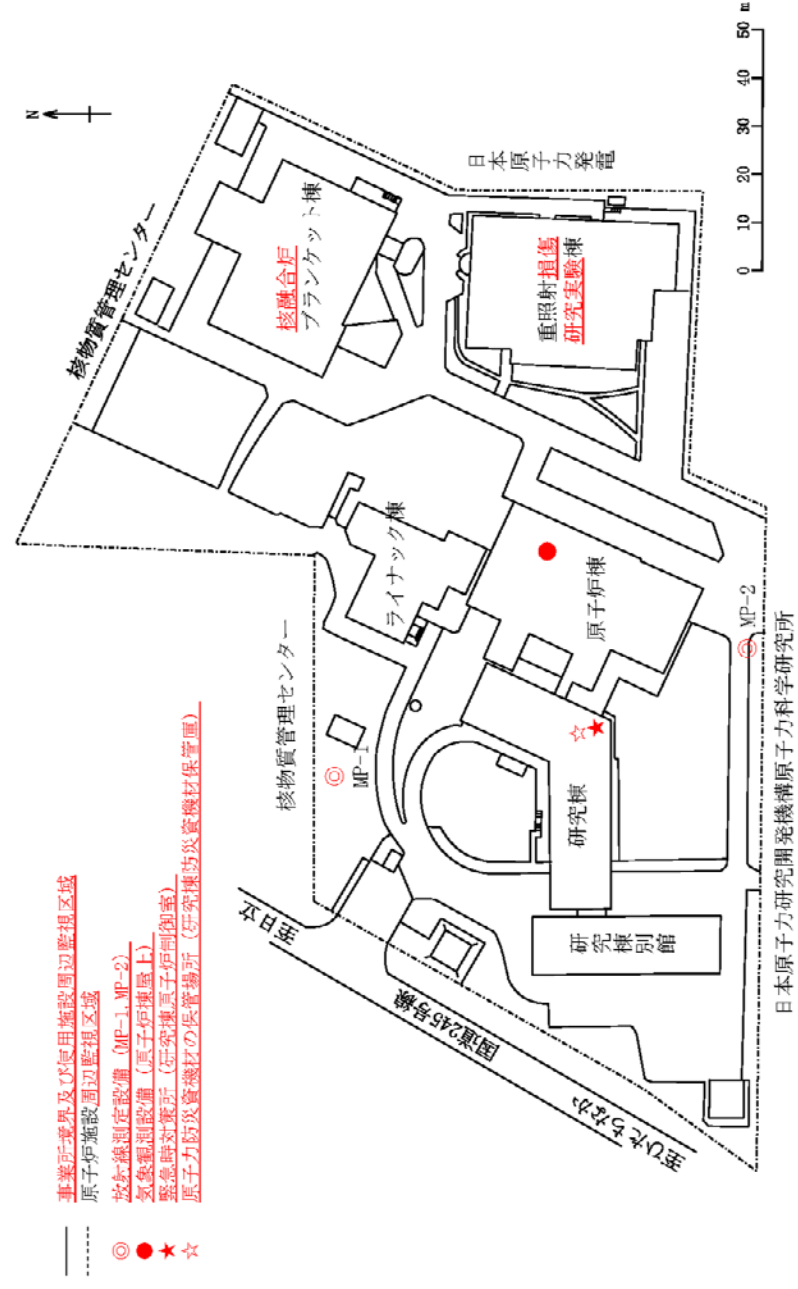
—— 事業所敷地境界 (使用施設周辺監視区域)  
 - - - 原子炉施設周辺監視区域境界

緊急時備所 (原子炉制御室)	
研究棟1階、約120㎡、標高約20m	
放射線測定設備 (モニタリングポスト)	
名称	測定対象
MP-1	測定レンジ
MP-2	空間線量率 B. G. ~100 $\mu$ Gy/h
気象観測設備	
風向風速計 観測点高度(EL): 約15 m	



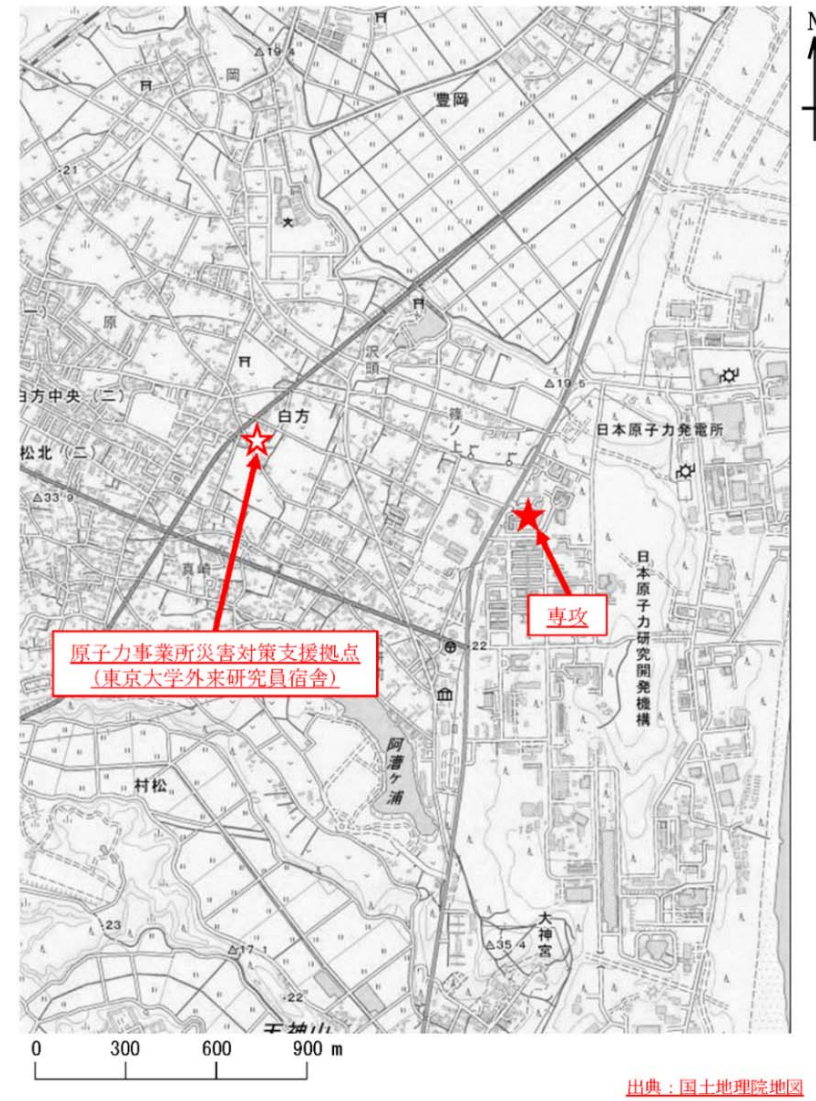
別図 2-3 専攻敷地内配置図

別図 4-1 放射線測定設備等配置図



- 事業所境界及び使用施設周辺監視区域
- - - 原子炉施設周辺監視区域
- ◎ 放射線測定設備 (MP-1, MP-2)
- 気象観測設備 (原子炉棟屋上)
- ★ 緊急時対策所 (研究棟原子炉制御室)
- ☆ 原子炉防災資機材の保管場所 (研究棟防災資機材保管庫)

別図4-2 原子力事業所災害対策支援拠点の位置



原子力事業者防災業務計画新旧対照表案（別表）

変更前	変更後	備考																																																																																																				
<p style="text-align: center;"><b>別表-1 原子力防災要員の業務</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">原子力防災要員の業務</th> <th style="width: 50%;">原子力防災組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者への通報及び調整</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">                     緊急作業団本部                      外部連絡班                      現場連絡班                      情報分析班                      記録・事務班                      広報班                 </td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事故対策についての相互の協力</td> </tr> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">                     発災現場対応部隊                      現場指揮担当                      本部連絡班                      放射線管理班                      作業班                      救護班                      警備班                 </td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施</td> </tr> <tr> <td>防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><b>別表-2 原子力防災管理者の代行順位</b></p> <p>副原子力防災管理者及び代行順位は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">順位</th> <th style="width: 90%;">役職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>主査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>教授（年齢上位順）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>准教授（年齢上位順）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>講師（年齢上位順）</td> </tr> </tbody> </table>	原子力防災要員の業務	原子力防災組織	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者への通報及び調整	緊急作業団本部 外部連絡班 現場連絡班 情報分析班 記録・事務班 広報班	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事故対策についての相互の協力	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発災現場対応部隊 現場指揮担当 本部連絡班 放射線管理班 作業班 救護班 警備班	原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	放射性物質による汚染の除去	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	順位	役職名	1	主査	2	教授（年齢上位順）	3	准教授（年齢上位順）	4	講師（年齢上位順）	<p style="text-align: center;"><b>別表1 原子力防災要員の職務</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">原子力防災要員の職務</th> <th style="width: 10%;">人数</th> <th style="width: 20%;">配置</th> <th style="width: 30%;">原子力防災要員の班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者への通報及び調整</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> <td style="text-align: center;">事業所内</td> <td>連絡班 状況分析班 記録班</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事故対策についての協力</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> <td style="text-align: center;">事業所内 オフサイトセンター</td> <td>連絡班 連絡班</td> </tr> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> <td style="text-align: center;">事業所内</td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> <td style="text-align: center;">事業所内</td> <td>状況分析班 放射線管理班</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> <td style="text-align: center;">事業所内</td> <td>作業班</td> </tr> <tr> <td>防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> <td style="text-align: center;">事業所内</td> <td>緊急作業団員</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> <td style="text-align: center;">事業所内</td> <td>作業班 放射線管理班</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> <td style="text-align: center;">事業所内</td> <td>救護班</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> <td style="text-align: center;">事業所内</td> <td>庶務班 警備班</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導</td> <td style="text-align: center;">2名以上</td> <td style="text-align: center;">事業所内</td> <td>警備班</td> </tr> <tr> <td>ERCへの派遣</td> <td style="text-align: center;">1名以上</td> <td style="text-align: center;">ERC</td> <td>支援組織 緊急作業団員</td> </tr> <tr> <td>茨城県、東海村等が設置する災害対策本部への派遣</td> <td style="text-align: center;">1名以上</td> <td style="text-align: center;">茨城県庁、東海村役場</td> <td>連絡班</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><b>別表2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">代行順位</th> <th style="width: 85%;">役職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>原子炉本部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>原子炉本部原子炉管理部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>放射線管理室長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>技術室長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>安全衛生管理室長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>品質保証責任者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>ライナック管理部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>重照射管理部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>ブランケット管理部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>共同利用管理本部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td>事務室主査</td> </tr> </tbody> </table>	原子力防災要員の職務	人数	配置	原子力防災要員の班名	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者への通報及び調整	2名以上	事業所内	連絡班 状況分析班 記録班	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事故対策についての協力	2名以上	事業所内 オフサイトセンター	連絡班 連絡班	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	2名以上	事業所内	広報班	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	2名以上	事業所内	状況分析班 放射線管理班	原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	2名以上	事業所内	作業班	防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	2名以上	事業所内	緊急作業団員	放射性物質による汚染の除去	2名以上	事業所内	作業班 放射線管理班	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	2名以上	事業所内	救護班	原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	2名以上	事業所内	庶務班 警備班	原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	2名以上	事業所内	警備班	ERCへの派遣	1名以上	ERC	支援組織 緊急作業団員	茨城県、東海村等が設置する災害対策本部への派遣	1名以上	茨城県庁、東海村役場	連絡班	代行順位	役職名	1	原子炉本部長	2	原子炉本部原子炉管理部長	3	放射線管理室長	4	技術室長	5	安全衛生管理室長	6	品質保証責任者	7	ライナック管理部長	8	重照射管理部長	9	ブランケット管理部長	10	共同利用管理本部長	11	事務室主査	<p>記載の適正化、配置先の明確化、関係機関（ERC、茨城県及び東海村）への派遣の明示</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">副原子力防災管理者の代行順位 の明確化（代行者を特定できるようにするため）</p>
原子力防災要員の業務	原子力防災組織																																																																																																					
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者への通報及び調整	緊急作業団本部 外部連絡班 現場連絡班 情報分析班 記録・事務班 広報班																																																																																																					
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事故対策についての相互の協力																																																																																																						
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報																																																																																																						
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発災現場対応部隊 現場指揮担当 本部連絡班 放射線管理班 作業班 救護班 警備班																																																																																																					
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施																																																																																																						
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧																																																																																																						
放射性物質による汚染の除去																																																																																																						
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施																																																																																																						
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送																																																																																																						
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導																																																																																																						
順位	役職名																																																																																																					
1	主査																																																																																																					
2	教授（年齢上位順）																																																																																																					
3	准教授（年齢上位順）																																																																																																					
4	講師（年齢上位順）																																																																																																					
原子力防災要員の職務	人数	配置	原子力防災要員の班名																																																																																																			
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者への通報及び調整	2名以上	事業所内	連絡班 状況分析班 記録班																																																																																																			
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事故対策についての協力	2名以上	事業所内 オフサイトセンター	連絡班 連絡班																																																																																																			
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	2名以上	事業所内	広報班																																																																																																			
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	2名以上	事業所内	状況分析班 放射線管理班																																																																																																			
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	2名以上	事業所内	作業班																																																																																																			
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	2名以上	事業所内	緊急作業団員																																																																																																			
放射性物質による汚染の除去	2名以上	事業所内	作業班 放射線管理班																																																																																																			
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	2名以上	事業所内	救護班																																																																																																			
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	2名以上	事業所内	庶務班 警備班																																																																																																			
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	2名以上	事業所内	警備班																																																																																																			
ERCへの派遣	1名以上	ERC	支援組織 緊急作業団員																																																																																																			
茨城県、東海村等が設置する災害対策本部への派遣	1名以上	茨城県庁、東海村役場	連絡班																																																																																																			
代行順位	役職名																																																																																																					
1	原子炉本部長																																																																																																					
2	原子炉本部原子炉管理部長																																																																																																					
3	放射線管理室長																																																																																																					
4	技術室長																																																																																																					
5	安全衛生管理室長																																																																																																					
6	品質保証責任者																																																																																																					
7	ライナック管理部長																																																																																																					
8	重照射管理部長																																																																																																					
9	ブランケット管理部長																																																																																																					
10	共同利用管理本部長																																																																																																					
11	事務室主査																																																																																																					



別表-3-1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

警戒事態を判断するEAL
<p>①外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>②東海村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③茨城県において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④原子力規制委員会オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等の為の施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は副代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>
施設敷地緊急事態を判断するEAL
<p>①外部電源が喪失し、かつ、非常用ディーゼル発電機（代替電源設備を含む）から受電できない状態が30分以上継続すること。</p> <p>②専攻内の通信のための設備又は専攻内と専攻外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>③原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が放出された場合。<sup>註1)</sup></p> <p>④その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。<sup>註1)</sup></p> <p>注1) 別表-3-2 原災法第10条に基づく通報の判断基準（EAL設定の考え方）を参照のこと。</p>
全面緊急事態を判断するEAL
<p>①外部電源が喪失し、かつ、非常用ディーゼル発電機（代替電源設備を含む）から受電できない状態が1時間以上継続すること。</p> <p>②原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が放出された場合。<sup>註2)</sup></p> <p>注2) 別表-3-3 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準（EAL設定の考え方）を参照のこと。</p>

【削除】

- ・別表8-1、8-2、8-3に変更
- ・原災法、原子力災害対策指針及び原子炉施設の廃止措置の進捗状況に基づき、EALを以下のとおり変更
  - (1) 警戒事態のEALの①を削除
  - (2) 施設敷地緊急事態のEALの①及び②を削除
  - (3) 全面緊急事態のEALの①を削除

別表-3-2 原災法第10条に基づく通報の判断基準（EAL設定の考え方）(1/2)

測定場所・発生場所	測定対象・発生事象	通報基準	EALの設定
放射線測定設備 (モニタリングポスト) (政令第4条第4項第1号)	放射線量 (γ)	1地点で5 μSv/h以上が検出された場合。 <sup>註</sup>	モニタリングポスト ≧5 μSv/h
	放射線量 (γ+n)	放射線測定設備のすべてが5 μSv/hを下回っている場合において、1 μSv/h以上が検出されているときには中性子線の測定を行い、その合計が5 μSv/h以上の場合。 <sup>註</sup>	中性子線用サーベイメータとの合計 ≧5 μSv/h
排気筒出口 (政令第4条第4項第2号)	放射性物質の濃度	<p>通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた通報設定レベルを超える放出があった場合。</p> <p>①濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（10分間以上継続）。</p> <p>②放射能の測定により管理すべき放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（累積）。</p>	<p>①ガスモニタ ≧10cps</p> <p>②ダストモニタ ≧70000cps</p>
排水口 (政令第4条第4項第2号)	放射性物質の濃度	通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の5.0倍に相当する放出があった場合。	放射性物質の水中濃度 ≧1 Ba/cm <sup>3</sup> の water が種積槽で保管されている状態。（不測の事態において、種積槽から排水されるおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。）

注) 落雷時に検出された場合、その他原子力規制委員会規則で定める場合は除く。

【削除】

別表8-2に変更、記載の適正化

【削除】

別表-3-2 原災法第10条に基づく通報の判断基準 (EAL設定の考え方) (2/2)

測定場所・発生場所	測定対象・発生事象	通報基準	EALの設定
管理区域外 (政令第4条第4項第3号)	放射線量	5.0 $\mu$ Sv/h以上が10分間以上継続して検出された場合。 <sup>注</sup>	廃止措置中のため対象外
	放射性物質の濃度	空気中の濃度限度の50倍以上の濃度が検出された場合。(5 $\mu$ Sv/h以上に相当する濃度) <sup>注</sup>	
事業所外運搬 (政令第4条第4項第4号)	放射線量	容器から1m離れた場所で100 $\mu$ Sv/h以上が検出された場合。 <sup>注</sup>	サーベイメータ $\geq$ 100 $\mu$ Sv/h
	放射性物質の漏洩	容器の特性ごとに政令第3条で定める放射性物質が漏洩した場合、又は、その蓋然性が高い場合。 <sup>注</sup>	
原子炉 (政令第4条第4項第5号)	①原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。 ②原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。 ③原子炉制御室が使用できなくなること。 ④その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあるおそれ等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	①廃止措置中のため対象外 ②同上 ③安全機能上問題は無いが、放射線モニタ等の確認が困難になることから設定する。 ④妨害破壊行為等、原子炉施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあると原子力防災管理者が判断した場合。	
施設の内部 (政令第6条第4項第3号)	①原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状管理、質量管理、その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い場合。	①廃止措置作業エリアに設置している中性子線用サーベイメータに、有意な値が検出された場合。	

注) 火災、爆発、その他これらに類する事象の状況により測定が困難な場合において、当該放射線量等が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。

【削除】

別表-3-3 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (EAL設定の考え方) (1/2)

測定場所・発生場所	測定対象・発生事象	通報基準	EALの設定
放射線測定設備 (モニタリングポスト) (政令第6条第3項第1号)	放射線量	2地点で5 $\mu$ Sv/h以上が検出された場合。 <sup>注</sup> 1地点で5 $\mu$ Sv/h以上が10分間以上検出された場合。 <sup>注</sup>	モニタリングポスト 2地点 $\geq$ 5 $\mu$ Sv/h 1地点 $\geq$ 5 $\mu$ Sv/h( $\geq$ 10分間)
排気筒出口 (政令第6条第4項第1号)	放射性物質の濃度	通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた緊急事態設定レベルを超える放出があった場合。 ①濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等に相当する値に、排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1(第5条関係)に基づく係数を乗じて得た値(10分間以上継続)。 ②放射能の測定により管理すべき放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等に相当する値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2(第5条関係)に基づく係数を乗じて得た値(累積)。	①ガスモニタ $\geq$ 10cps ②ダストモニタ $\geq$ 7000cps
排水口 (政令第6条第4項第1号)	放射性物質の濃度	通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出があった場合(10分間以上継続)。	放射性物質の水中濃度 $\geq$ 1 Bq/cm <sup>3</sup> の水が桶積槽で保管されている状態(特定事象のEALとして設定)から、排水された場合。

注) 火災、爆発、その他これらに類する事象の状況により測定が困難な場合において、当該放射線量等が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。

- ・別表8-2に変更、記載の適正化
- ・原子炉施設の廃止措置の進捗状況に基づき、EALを以下のとおり変更

- (1) 政令第4条第4項第3号の事象(管理区域外での放射線量及び放射性物質の放出)を対象とする
- (2) 政令第6条第4項第3号の事象(施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ)を削除

- ・別表8-3に変更、記載の適正化
- ・政令第6条第3項第1号の事象(敷地境界付近の放射線量の上昇)について、ガンマ線の線量が5  $\mu$ Sv/hを下回っていて、かつ、1  $\mu$ Sv/h以上である場合に、中性子線の線量を合算することの明記

別表-3-3 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準（EAL設定の考え方）(2/2)

測定場所・発生場所	測定対象・発生事象	通報基準	EALの設定
管理区域外 (政令第6条第3項第2号 及び 政令第6条第4項第2号)	放射線量	5 mSv/h以上が検出された場合。 <sup>④</sup>	廃止措置中のため対象外
	放射性物質の濃度	空気中の濃度限度の5000倍以上の濃度が検出された場合(500 μSv/h以上に相当する濃度)。	
事業所外運搬 (政令第6条第3項第3号)	放射線量	容器から1m離れた場所で10 mSv/h以上が検出された場合。 <sup>④</sup>	サーベイメータ ≥ 1.0 mSv/h
	放射性物質の漏洩	容器の特性ごとに省令第4条で定める放射性物質が漏洩した場合、又は、その蓋然性が高い場合。	
試験研究用原子炉 (政令第6条第4項第4号)	①原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失し、かつ原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。 ②その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。		①廃止措置中のため対象外 ②妨害破壊行為等、原子炉施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要があると原子力防災管理者が判断した場合。
施設の内部 (原子炉の内部を除く) (政令第6条第4項第3号)	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう)にあること。		廃止措置作業用設備から排水できない場合、又は排水できても、中性子線用サーベイメータで有意な値が継続して検出されている場合。

注) 火災、爆発、その他これらに類する事象の状況により測定が困難な場合において、当該放射線量等が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。

別表-4 放射線測定設備

名称	測定対象	測定器種類 (測定レンジ)	点検頻度	点検内容
MP-1	空間線量率	NaI	年1回以上	外観検査 機能検査
MP-2		(B. G. ~100 μ Gy/h)		

【削除】

別表-3 放射線測定設備 (モニタリングポスト)

名称	測定対象	測定器種類 (測定レンジ)	点検内容	点検頻度
モニタリングポスト1 (MP-1)	空間吸収線量率	NaIシンチレーション (B. G. ~100 μ Gy/h)	外観検査 機能検査	年1回以上
モニタリングポスト2 (MP-2)	空間吸収線量率	NaIシンチレーション (B. G. ~100 μ Gy/h)	外観検査 機能検査	年1回以上

- 別表8-3に変更、記載の適正化
- 原子炉施設の廃止措置の進捗状況に基づき、EALを以下のとおり変更
  - 政令第6条第3項第2号及び政令第6条第4項第2号の事象(管理区域外での放射線量及び放射性物質の異常放出)を対象とする
  - 政令第6条第4項第3号の事象(施設内(原子炉外)臨界事故)を削除

記載の適正化

別表-5 原子力防災資機材

資機材名称		必要数量	点検頻度	点検内容	保管場所	
放射線障害防護用具	汚染防護服	28個	年1回以上	外観、員数	防災資機材保管庫	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	5個	年1回以上	外観、員数、機能	防災資機材保管庫、他	
	フィルター付き防護マスク	28個	年1回以上	外観、員数	防災資機材保管庫	
非常用通信機器	緊急時電話回線	1回線	年1回以上	外観、員数、機能	原子炉制御室	
	ファクシミリ	1台	年1回以上	外観、員数、機能	原子炉制御室	
	携帯電話等(簡易無線機を含む)	10台	年1回以上	外観、員数、機能	教員他携帯 原子炉制御室	
計測器等	排気筒モニタリング設備 その他の固定式測定器	ガスモニター	1台	年1回以上	外観、員数、機能	排気監視室 原子炉制御室
		ダストモニター	1台	年1回以上	外観、員数、機能	排気監視室 原子炉制御室
	ガンマ線測定用サーベイメータ	4台	年1回以上	外観、員数、機能	防災資機材保管庫	
	中性子線測定用サーベイメータ	2台	年1回以上	外観、員数、機能	防災資機材保管庫 原子炉棟屋上	
	空間放射線積算線量計	10個	年1回以上	外観、員数	屋外	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	3台	年1回以上	外観、員数、機能	防災資機材保管庫	
	可搬式 ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	年1回以上	外観、員数、機能	防災資機材保管庫 保物準備室
		測定器	1台	年1回以上	外観、員数、機能	保物準備室
	可搬式の放射性ヨウ素 測定関連機器	サンブラ	2台	年1回以上	外観、員数、機能	防災資機材保管庫
		測定器	1台	年1回以上	外観、員数、機能	保物準備室
	個人用外部被ばく線量測定器 (GBとTLDの合計数)		40台	年1回以上	外観、員数	GB:放射線業務従事者 TLD:放管受付

資機材名称		必要数量	点検頻度	点検内容	保管場所
計測機器等	その他			該当なし	
				該当なし	
その他 資機材	ヨウ素剤	400錠	年1回以上	外観、員数	防災資機材保管庫
	担架	1台	年1回以上	外観、員数	研究棟管理区域廊下
	除染用具	1式	年1回以上	外観、員数	汚染検査室
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1台	年1回以上	外観、員数、機能	車庫
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	1式	年1回以上	外観、員数、機能	中庭側屋外

別表4-1 原子力防災資機材

分類	名称	数量	保管場所	点検内容	点検頻度	
放射線障害防護用具	汚染防護服	28個	防災資機材保管庫	外観、員数	年1回以上	
	呼吸用ボンベ(交換用のものを含む。)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	5個	研究棟防災資機材保管庫、研究棟コピー	外観、員数、機能	年1回以上	
	フィルター付き防護マスク	28個	防災資機材保管庫	外観、員数	年1回以上	
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	1回線	緊急時対策所	外観、員数、機能	年1回以上	
	ファクシミリ装置	1台	緊急時対策所	外観、員数、機能	年1回以上	
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	10台	研究棟原子炉制御室(CAS内)	外観、員数、機能	年1回以上	
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	ガスモニタ	1台	研究棟排気監視室、研究棟原子炉制御室	外観、員数、機能	年1回以上
		ダストモニタ	1台	研究棟排気監視室、研究棟原子炉制御室	外観、員数、機能	年1回以上
	ガンマ線測定用可搬式測定器	4台	防災資機材保管庫	外観、員数、機能	年1回以上	
	中性子線測定用可搬式測定器	2台	研究棟防災資機材保管庫、原子炉棟屋上	外観、員数、機能	年1回以上	
	空間放射線積算線量計	10個	屋外	外観、員数	年1回以上	
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	3台	防災資機材保管庫	外観、員数、機能	年1回以上	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	防災資機材保管庫	外観、員数、機能	年1回以上
		測定器	1台	研究棟保物準備室	外観、員数、機能	年1回以上
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	防災資機材保管庫	外観、員数、機能	年1回以上
		測定器	1台	研究棟保物準備室	外観、員数、機能	年1回以上
個人用外部被ばく線量測定器	40台	研究棟放射線管理室緊急時	外観、員数	年1回以上		
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	400錠	防災資機材保管庫	外観、員数	年1回以上	
	担架	1台	研究棟管理区域廊下	外観、員数	年1回以上	
	除染用具	1式	研究棟汚染検査室	外観、員数	年1回以上	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1台	車庫	外観、員数、機能	年1回以上	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	1式	原子炉棟屋外(中庭側)	外観、員数、機能	年1回以上	

別表4-2 その他の原子力防災資機材

分類	名称	数量	保管場所	点検内容	点検頻度
放射線障害防護用具	汚染防護服	14個	防災資機材保管庫	外観、員数	年1回以上
非常用通信機器	ファクシミリ装置	1台	研究棟コピー室	外観、員数、機能	年1回以上
計測器等	個人用外部被ばく線量測定器	10台	研究棟放射線管理室緊急時	外観、員数	年1回以上
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	400錠	防災資機材保管庫	外観、員数	年1回以上
	非常食	緊急作業団員1名につき3日分	研究棟別館コピー等	外観、員数	年1回以上

記載の適正化、表面の放射性物質の密度の可搬式測定器の数量の変更

その他の原子力防災資機材の明確化

別表 4-3 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災資機材

東京大学外来研究員宿舎

分類	名称	数量	点検内容	点検頻度	保管場所
放射線障害防護用器具	汚染防護服	10個	外観、員数	年1回以上	宿舎内
	フィルター付き防護マスク	10個	外観、員数	年1回以上	宿舎内
非常用通信機器	ファクシミリ装置	1台	外観、員数、機能	年1回以上	宿舎内
	衛星電話 <sup>※1</sup>	1台	外観、員数、機能	年1回以上	専攻事務室
その他資機材	除染用具	1式	外観、員数	年1回以上	宿舎内
	非常食 <sup>※2</sup>	二	外観、員数	年1回以上	宿舎内

※1 原子力事業所災害対策支援拠点への輸送については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。  
 ※2 別表 4-2 に定める原子力防災資機材の非常食から充当する。なお、不足する場合は食料品小売店等から調達する。

【削除】

別表 5-1 に変更

別表-6 非常用通信設備及び非常用電源設備

分類	設備名	個数	点検頻度	点検内容
非常用通信設備	緊急時電話回線（災害時優先指定） <sup>※1</sup>	1台	年1回以上	機能検査
	携帯電話等（災害時優先指定） <sup>※1</sup>	1台		
	ファクシミリ（災害時優先指定） <sup>※1</sup>	1台		
	消防本部緊急電話	1台		
非常電源設備	無停電電源設備（変電室及び蓄電池室）	1式		
	ディーゼル発電機（発電機室）	1式		

注1）原子力防災資機材を兼ねる。

別表-7 原子力事業所災害対策支援拠点及び支援を行うための資機材

原子力事業所災害対策支援拠点				
東京大学外来研究員宿舎 （会議室及びホール、計約120㎡、標高約20m）		茨城県那珂郡東海村白方91		
支援を行うための資機材				
分類	設備名	個数	点検頻度	点検内容
電源設備	発電機（可搬型）	1台	年1回以上	外観 員数 機能 <sup>※2</sup>
通信設備	衛星電話 <sup>※1</sup>	1台		
	ファクシミリ装置（災害時優先指定）	1台		
その他	汚染防護服	10組		
	フィルター付防護マスク	10個		
	除染用具	1式		
支援を行うために必要な計測器、燃料、食料及び飲料水等は、事業所での保管分以外に、支援組織である工学系研究科からの補充を予定する。				

注1）通常時は専攻において、使用可能な状態で管理する。

注2）機能検査については、電源設備及び通信設備に限る。

【削除】

原子力災害対策拠点については別表 5-2 に、その資機材については別表 4-3 に変更

別表5-1 専攻の緊急時応急対策等の活動で使用する施設

緊急時対策所（研究棟原子炉制御室）

広さ	約120m <sup>2</sup>
耐震性・耐津波	一般建築相当の耐震性 (E.L. 約30m)
非常用通信機器	別表4-1参照
非常用電源設備	無停電電源設備（変電室及び蓄電池室） 1式 ディーゼル発電機（発電機室） 1式
燃料	備蓄燃料 約770リットル その他 燃料小売店等から調達

別表5-2 原子力事業所災害対策支援拠点の場所

東京大学外来研究員宿舎

所在地	茨城県那珂郡東海村白方91番地 (E.L. 約22m)
専攻からの距離	約900m
広さ	約120m <sup>2</sup>
非常用電源設備	可搬型発電機
燃料	燃料小売店等から調達

別表5-3 気象観測設備

名称	数量	設置場所
風向風速計	1式	原子炉棟屋上(E.L. 約39m)

気象観測設備の仕様の明確化

別表 8 原子力災害対策活動で使用する資料

緊急時対策所（原子炉制御室）、原子力事業所災害対策支援拠点（東京大学外来研究員宿舎）等に備え付ける資料

- ① 東京大学原子炉に係る廃止措置計画申請書
- ② 原子炉設置変更承認申請書
- ③ 原子炉施設の設計及び工事の方法承認申請書並びに同添付図面
- ④ 原子炉施設保安規定並びにその下部要領
- ⑤ 事業所敷地と主要な建家及び排気筒の配置図面
- ⑥ 管理区域、周辺監視区域等の区域設定図面
- ⑦ 放射線監視設備等の配置図面
- ⑧ その他、原子力防災管理者が必要とする書類又は図面

注) 通常時は、事務室にて原子力事業所災害対策支援拠点用の資料を保管する。

オフサイトセンター、ERC等に提出する資料

- ① 原子力事業者防災業務計画
- ② 原子炉設置変更承認申請書に基づく原子炉施設の構造等を記載した書類
- ③ 原子炉施設保安規定の写し
- ④ 原子力事業所の施設の配置図

別表 6 原子力災害対策活動で使用する資料

分類	名称	備え付ける場所			
		オフサイトセンター (事業者ベース)	ERC (事業者ベース)	緊急時対策所	原子力事業所災害 対策支援拠点 <sup>※2</sup>
組織及び体制に関する資料	原子力事業者防災業務計画 <sup>※1</sup>	○	○	○	○
	原子炉施設設置（変更）承認申請書 <sup>※1</sup>	○	○	○	○
	原子炉施設保安規定 <sup>※1</sup>	○	○	○	○
	専攻施設配置図 <sup>※1</sup>	○	○	○	○
放射線影響推定に関する資料	原子炉施設廃止措置計画変更承認申請書	○	○	○	○
	原子炉施設排気設備に関する図面	○	○	○	○

※1 原子力災害対策法第12条第4項の規定により内閣府に提出する資料である。

※2 平常時においては、専攻事務室にて資料を保管する。原子力災害発生時の資料の輸送については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

別表 7 緊急事態応急対策等における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先	要員数	貸与する主な資機材	数量	実施する主な業務
要請を受けた事業所	2名	汚染防護服	2個	・緊急時モニタリング ・汚染検査及び除染
		フィルター付防護マスク	2個	
		ガンマ線測定用サーベイメータ	1台	
		表面汚染密度測定用サーベイメータ	1台	
		可搬式ダストサンプラ	1台	
		個人用外部被ばく線量測定器	2台	
		ガンマ線測定用サーベイメータ	1台	
事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	2名	ガンマ線測定用サーベイメータ	1台	・緊急時モニタリング ・汚染検査及び除染
		表面汚染密度測定用サーベイメータ	1台	
		可搬式ダストサンプラ	1台	
		個人用外部被ばく線量測定器	2台	
		ガンマ線測定用サーベイメータ	1台	

記載の適正化、備え付ける資料の種類及び保管場所の明確化

緊急事態応急対策等における原子力防災要員等の派遣人数、貸与する原子力防災資機材の種類及び数量の明確化

別表8-1 警戒事態該当事象発生時の連絡基準

EAL区分	EAL番号	法令等	EAL略称	EAL	事象判断に係る解釈
その他	二	指針の系2の9.①	所在市町村で震度6弱以上の地震発生	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	「当該原子力事業所所在市町村」とは、東海村をいう。
	二	指針の系2の9.②	所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、茨城県をいう。
	二	指針の系2の9.③	オンサイト総括が警戒を必要と認める当該施設の重要な故障等が発生した場合	ERCオンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。	同左
	二	指針の系2の9.④	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	同左

本別表における法令等は次のとおりとする。

指針：原子力災害対策指針（平成24年原子力規制委員会告示第5号）

別表8-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準

EAL区分	EAL番号	法令等	EAL略称	EAL	事象判断に係る解釈
放射線量・放射性物質放出	SE01	令第4条第2項及び同条第3項	敷地境界付近の放射線量の上昇	次の放射線量が検出された場合 (1) 放射線測定設備の1又は2以上について、放射線量が5 $\mu$ Sv/h以上検出された場合。 (2) 放射線測定設備の全てについて5 $\mu$ Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の1又は2以上についての数値が1 $\mu$ Sv/h以上であるときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5 $\mu$ Sv/h以上検出された場合。 ただし、上記の(1)及び(2)について、当該数値が常時の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。	・法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備（MP-1、MP-2）について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算する。 また、上記で得られた値は、環境放射線モニタリング指針等に基づき、1Gy/h=1Sv/hとして運用する。 ・中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行う。
	SE02	令第4条第4項第2号	通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準	・排気筒モニタによる測定で、次の計測値が検出された場合。 ガスモニタ 10cps以上 ダストモニタ 70000cps以上



(別表8-2のつづき)

				が $5\mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出された場合	
SE03	令第4条第4項第2号	通常放出経路での液体放射性物質の放出		当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出された場合。	・貯留槽で保管されている高濃度 ( $1\text{Bq}/\text{cm}^3$ 以上) の液体放射性物質が排水された場合とする。
SE04	令第4条第4項第3号イ	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出		火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所(当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、 $50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合。 ただし、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出さ	・ガンマ線サーベイメータによって測定を行う。

				れる蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。	
SE05	令第4条第4項第3号ロ	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出		火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所(当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当するものとして、空气中の放射性物質の濃度について、次の基準以上の放射性物質が検出された場合。 (1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 (2) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 (3) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度	・可搬式ダストサンプラ等によって測定を行う。

(別表8-2のつづき)

				<p><u>限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</u></p> <p><u>ただし、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</u></p>	
その他脅威	<u>SE55</u>	<p>令第4条第4項第5号、<u>通報規則第7条第1号の表の(4)</u></p>	<p><u>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</u></p>	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生する<u>場合</u>。</p>	<p><u>「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等により原子炉施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</u></p>
事業所外運搬	<u>XSE61</u>	<p>令第4条第4項第4号</p>	<p><u>事業所外運搬での放射線量の上昇</u></p>	<p><u>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出された場合。</u></p> <p><u>ただし、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放</u></p>	<p><u>ガンマ線サーベイメータによって測定を行う。</u></p>

				<p><u>放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</u></p>	
	<u>XSE62</u>	<p>令第4条第4項第5号、<u>外運搬省令第3条</u></p>	<p><u>事業所外運搬での放射性物質の漏えい</u></p>	<p><u>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（L型輸送物及びIP型輸送物を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいする場合又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にある場合。</u></p>	<p><u>汚染検査用サーベイメータによって測定し、当該輸送容器の表面密度が次の輸送物表面密度限度を超えて認められた場合。</u></p> <p><u>α核種 0.4Bq/cm<sup>2</sup></u></p> <p><u>α核種以外 4Bq/cm<sup>2</sup></u></p>

本別表における法令等は次のとおりとする。

令 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

通報規則 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

外運搬省令 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

別表 8-3 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準

EAL区分	EAL番号	法令等	EAL略称	EAL	事象判断に係る解釈
放射線量・放射性物質放出	GE01	全第6条第3項第1号	敷地境界付近の放射線量の上昇	<p>次の放射線量が検出された場合。</p> <p>(1) 放射線測定設備について、放射線量が <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上であり、かつ、2地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>(2) 放射線測定設備の全てについて <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> を下回っている場合において、当該放射線測定設備についての数値が <math>1 \mu\text{Sv/h}</math> 以上であるときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上であり、かつ、2地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>ただし、上記の(1)及び(2)について、当該数値が落雷のときに検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p>	<p>・法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備(MP-1、MP-2)について、それぞれ単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算する。</p> <p>また、上記で得られた値は、環境放射線モニタリング指針等に基づき、<math>1\text{Gy/h} = 1\text{Sv/h}</math>として運用する。</p> <p>・中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行う。</p>

	GE02	全第6条第4項第1号	通常経路での気体放射性物質の放出	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線水準が <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出された場合。</p>	<p>・このEALは、SE02と同一であるため、SE02及びGE02の通報を行う。</p>
	GE03	全第6条第4項第1号	通常経路での液体放射性物質の放出	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線水準が <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出された場合。</p>	<p>・このEALは、SE03と同一であるため、SE03及びGE03の通報を行う。</p>
	GE04	全第6条第3項第2号	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所(当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、<math>5\text{mSv/h}</math> 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合。</p>	<p>・ガンマ線サーベイメータによって測定を行う。</p>

(別表8-3のつづき)

				ただし、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。	
	GE05	令第6条第4項第2号	火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所（当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、当該場所におけるその放射線水準が500 $\mu$ Sv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質の濃度について、次の基準以上の放射性物質が検出された場合。 ただし、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 (1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつ	・可搬式ダストサンブラ等によって測定を行う。
				では、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に5000を乗じて得た値 (2) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての(1)により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 (3) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5000を乗じて得た値	
その他脅威	GE5.5	令第6条第4項第4号、通則規則第14条の表ホ(2)	住民の避難を開始する必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生する場合。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等により原子炉施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。
事業所外運搬	XGE6.1	令第6条第3項第3号	事業所外運搬での放射線量の異常上昇	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。	・ガンマ線サーベイメータによって測定を行う。

(別表 8-3 のつづき)

				ただし、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。	
XGE 6.2	令第6条第4項第4号、外運規 省令第4条	事業所外運搬 での放射性物 質の異常漏え い	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（IP型輸送物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいする場合又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にある場合。	・汚染検査用サーベイメータによって測定し、当該輸送容器の表面密度が次の輸送物表面密度限度を超えて認められた場合。 α核種 0.4 Bq/cm <sup>2</sup> α核種以外 4 Bq/cm <sup>2</sup>	

本別表における法令等は次のとおりとする。

令 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

通規規則 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

外運規省令 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

変更前	変更後	備考																												
様式1～様式5	<p>【省略】</p> <p style="text-align: right;">様式 <u>6</u></p> <p style="text-align: center;">防災訓練実施結果報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子力規制委員会 殿</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">報告者</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">住所</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">氏名</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>防災訓練実施年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>防災訓練のために想定した原子力災害の概要</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>防災訓練の項目</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>防災訓練の内容</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>防災訓練の結果の概要</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>今後の原子力災害対策に向けた改善点</td> <td>_____</td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	年 月 日		原子力規制委員会 殿		報告者	_____	住所	_____	氏名	_____	(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)		防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。		原子力事業所の名称及び場所	_____	防災訓練実施年月日	年 月 日	防災訓練のために想定した原子力災害の概要	_____	防災訓練の項目	_____	防災訓練の内容	_____	防災訓練の結果の概要	_____	今後の原子力災害対策に向けた改善点	_____	番号の適正化
年 月 日																														
原子力規制委員会 殿																														
報告者	_____																													
住所	_____																													
氏名	_____																													
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)																														
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。																														
原子力事業所の名称及び場所	_____																													
防災訓練実施年月日	年 月 日																													
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	_____																													
防災訓練の項目	_____																													
防災訓練の内容	_____																													
防災訓練の結果の概要	_____																													
今後の原子力災害対策に向けた改善点	_____																													

警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
警戒事態該当事象連絡	連絡者名 連絡先
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。	
原子力事業所の名称及び場所	
警戒事態該当事象の発生箇所	
警戒事態該当事象の発生時刻	(24時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)

年 月 日	
原子力規制委員会、 <u>都道府県知事、市町村長</u> 殿	
警戒事態該当事象連絡	連絡者名 連絡先
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。	
原子力事業所の名称及び場所	
警戒事態該当事象の発生箇所	
警戒事態該当事象の発生時刻	(24時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

番号の適正化、記載の適正化

様式 6-2

警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。	
原子力事業所の名称及び場所	
警戒事態該当事象の発生箇所 (注1)	
警戒事態該当事象の発生時刻 (注1)	(24時間表示)
警戒事態該当事象の種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。  
 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。  
 (注3) **緊急時対策本部**の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 7-2

警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)

年 月 日	
原子力規制委員会、 <b>都道府県知事、市町村長</b> 殿	
警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。	
原子力事業所の名称及び場所	
警戒事態該当事象の発生箇所 (注1)	
警戒事態該当事象の発生時刻 (注1)	(24時間表示)
警戒事態該当事象の種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。  
 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。  
 (注3) **緊急作業団**の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

番号の適正化、記載の適正化



様式 7-1

特定事象発生通報 (第 報)

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	
<input checked="" type="checkbox"/> 第10条通報	<input type="checkbox"/> 第10条事象発生 <input type="checkbox"/> 第15条事象発生
通報者名 連絡先	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 8-1

特定事象発生通報 (第 報)

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	
<input checked="" type="checkbox"/> 第10条通報	<input type="checkbox"/> 第10条事象発生 <input type="checkbox"/> 第15条事象発生
通報者名 連絡先	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 7-2

特定事象発生通報（事業所外運搬）（第 報）

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿	
<input checked="" type="checkbox"/> 第10条通報 <input type="checkbox"/> 第10条事象発生 <input type="checkbox"/> 第15条事象発生	通報者名 連絡先
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻（24時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 8-2

特定事象発生通報（事業所外運搬）（第 報）

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿	
<input checked="" type="checkbox"/> 第10条通報 <input type="checkbox"/> 第10条事象発生 <input type="checkbox"/> 第15条事象発生	通報者名 連絡先
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻（24時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 8-1

応急措置の概要 (第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

**第 2 5 条 報 告** 連 絡 先 名  
連 絡 先

原子力災害特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	( 2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)          <u>※添付の有・無</u>
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。  
 (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。  
 (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。  
 (注 3) **緊急時対策本部** の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 9-1

応急措置の概要報告 (第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

**第 2 5 条 報 告** 報 告 者 名  
連 絡 先

原子力災害特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	( 2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)          <u>※添付の有・無</u>
その他の事項の対応 (注 3)	

( 別 添 □ 有 □ 無 )

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。  
 (注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。  
 (注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。  
 (注 3) **緊急作業団** の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

別添

応急措置の概要報告（原子炉施設の状況等）

1. 施設の状況 確認時刻： 年 月 日 時 分

事故発生時の状況	原子炉施設の運転状態（廃止措置段階）	<input type="checkbox"/> 作業中 <input type="checkbox"/> 休止		
現在の状況	外部電源受電状態	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	非常用発電機受電状態	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不要
	火災の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	爆発の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
	放射性物質の放出、漏えいの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 管理区域内 <input type="checkbox"/> 管理区域外 ）		

2. 放射性物質の放出状況※ 評価時刻： 年 月 日 時 分

放出開始時刻	年 月 日 時 分頃	放出終了時刻	年 月 日 時 分頃
放出箇所		放出高さ（地上高）	m
放出実績評価		評価時点での放出率	評価時刻までの放出量
核種	全α核種	Bq/h	Bq
	全β核種	Bq/h	Bq

※ 管理区域外へ放出有の場合に記載

3. モニタ情報 確認時刻： 年 月 日 時 分

モニタリン	MP-1	μSv/h	中性子線測定用可搬式測定器（レムカウンタ）	μSv/h
グポスト	MP-2	μSv/h		
排気筒モニタ	ガスモニタ	cps		
	ダストモニタ	cps		
空気中の放射性物質濃度		全α核種	全β核種	
管理区域内		Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	
管理区域外（施設周辺等）		Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	

4. 気象情報 確認時刻： 年 月 日 時 分

天候		風向（16方位）		風速	m/s	大気安定度	
----	--	----------	--	----	-----	-------	--

5. 予測線量 評価時刻： 年 月 日 時 分

全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位	
	位置	m
	線量率	μSv/h

6. その他

応急措置の概要（事業所外運搬） （第 報）

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿	
<b>第25条報告</b>	<u>連絡先</u> 名 <u>連絡先</u>
原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所（注1）	
特定事象の発生時刻（注1）	（24時間表示）
特定事象の種類（注1）	
発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要）
	<u>※添付の有・無</u>
その他の事項の対応（注3）	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 (注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。  
 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。  
 (注3) **緊急時対策本部**の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要報告（事業所外運搬） （第 報）

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿	
<b>第25条報告</b>	<u>報告者名</u> <u>連絡先</u>
原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所（注1）	
特定事象の発生時刻（注1）	（24時間表示）
特定事象の種類（注1）	
発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要）
その他の事項の対応（注3）	

（別添  有  無）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 (注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。  
 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。  
 (注3) **緊急作業団**の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

番号の適正化、記載の適正化

別添

応急措置の概要報告（輸送容器の状況等）

1. 輸送容器の状況 確認時刻： 年 月 日 時 分

事故発生時の状況	輸送物区分	<input type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> BM型 <input type="checkbox"/> BU型		
	出発地		到着予定地	
	輸送方法	<input type="checkbox"/> 車両（陸上輸送） <input type="checkbox"/> 船舶（海上輸送） <input type="checkbox"/> 航空機（航空輸送）		
現在の状況	火災の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	爆発の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
	放射性物質の放出、漏えいの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有		
	特記事項			

2. 放射性物質の放出状況※ 評価時刻： 年 月 日 時 分

放出開始時刻	年 月 日 時 分頃	放出終了時刻	年 月 日 時 分頃
放出箇所			
放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量	
核種（ ）	Bq/h	Bq	

※ 放出有の場合に記載

3. 放射線量の状況 確認時刻： 年 月 日 時 分

輸送容器からの距離・場所					
放射線量[μSV/h]					

4. 気象情報 確認時刻： 年 月 日 時 分

天候	風向 (16方位)	風速	m/s
----	--------------	----	-----

5. その他

--

様式9

防災訓練実施結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所

氏名

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所

防災訓練実施年月日

年 月 日

防災訓練のために想定した原子力災害の概要

防災訓練の項目

防災訓練の内容

防災訓練の結果の概要

今後の原子力災害対策に向けた改善点

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【削除】

様式6に変更